高知市公報

第２１３１号
令和４年７月１日発行
毎月１日発行
発行所
高知市本町五丁目１番45号
高知市役所
発行人　高　知　市

目　　次

規　　則

○ 高知市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則82）　2
○ 高知市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則（規則83）　17
○ 高知市営自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則（規則84）　61
○ 令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給規則の一部を改正する規則（規則85）　65
○ 令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則（規則86）　73
○ 高知市会計年度任用職員の勤務時間，休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則（規則87）　73
○ 高知市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則（規則88）　74
○ 高知市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（規則89）　77
○ 令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給規則の一部を改正する規則（規則90）　93

告　　示

○ 令和４年度地籍調査の実施について（告示91）　98
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について（告示95）　98
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について（告示96）　99
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について（告示97）　99
○ 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について（告示98）　100
○ 身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について（告示99）　100
○ 身体障害者福祉法による指定医師の勤務先の変更について（告示100）　100
○ 身体障害者福祉法施行令による医師の指定の辞退について（告示101）　101
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定について（告示102）　101
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定について（告示103）　102
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定について（告示104）　102
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地の変更について（告示105）　103
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止について（告示106） 103
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定を受けた施術者の廃止について（告示107） 103
○ 建築基準法第42条第１項第５号の規定による道路の位置の指定について（告示108） 104
○ 高知広域都市計画地区計画の変更について（告示109） 104
○ 第490回市議会定例会の招集について（告示110） 104
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について（告示111） 105
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について（告示112） 105
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について（告示113） 106
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定について（告示114） 106
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業者所在地及び事業所所在地の変更について（告示115） 107
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地の変更について（告示116） 107
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第１項の規定による指定区域の指定について（告示120） 108

上下水道局告示

○ 指定給水装置工事事業者の氏名又は名称の変更について（告示13） 108
○ 排水設備工事指定業者の業者名の変更について（告示14） 108
○ 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について（告示15） 109
○ 指定給水装置工事事業者の住所の変更について（告示16） 109

教育委員会庁達

○ 高知市人権教育推進本部設置規程の一部を改正する規程（庁達３） 110

監査委員告示

○ 包括外部監査の事務を補助させる者について（告示１） 110

選挙管理委員会告示

○ 地方自治法第74条第１項等の規定による数について（告示８） 111

規　　則

高知市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年５月23日

高知市長　岡　崎　誠　也

高知市規則第８２号

高知市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

高知市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（平成10年規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第１号（裏面）中「氏名　　印」を

「氏名　　」に，「申請者及び連帯保証人の氏名は，ご自身で署名・押印（認印で結構です。）」を「連帯保証人の氏名を，本人が手書きをしない場合は，記名押印」に改める。

様式第４号を次のように改める。

様式第４号

修　学（予　定）証　明　書

児　童	氏　名		生年月日	年　月　日生
	住　所			
学　校	学校　学部 課程　学科　第　学年			
	修学期間	年　月　日から　年　月　日まで（　年間）		
	所在地			

上記のとおり，修学予定
修 学 中であることを証明いたします。

年　月　日

証明者　所在地

学校名

学校長名　印

修学中に，退学，停学，休学又は転校したときは，遅滞なく届を提出することを誓約します。

年　月　日

申請者　住所

氏名　（※）

（※）本人が手書きしない場合は，記名押印してください。

高知市長　様

様式第11号を次のように改める。

様式第11号

就 学 支 度 計 画 書

申請者	氏　　名	
	住　　所	
児童	氏　　名	
	最終学歴	卒業（見込み） 学校　　年　　月　　日 終了
入学予定	学 校 名	学部　　学科 学校 課程
	所 在 地	

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

学校所在地

学校名

学校長名　　印

借り受けた資金は，下記の計画どおり使用します。なお，上記の学校に入学しなかった場合は，借受金を一時償還することを誓約します。

年　　月　　日

申請者　住所

氏名　　(※)

（※）本人が手書きしない場合は，記名押印してください。

連帯借主　住所

氏名　　(※)

（※）本人が手書きしない場合は，記名押印してください。

高知市長　様

資金の調達計画	区　分	金　額	区　分	金　額	資金の使途計画	区　分	金　額
	自己資金	円		円			円
	母子父子寡婦福祉資金						
	親戚等からの援助						
	親戚等からの借入れ						
	その他の借入金						
		円	計	円		計	円

様式第12号中「印」を削る。

様式第13号から様式第19号までを次のように改める。

様式第13号

※受付年月日	- -	※貸付決定年月日	- -	※受付番号	第　　号

決定の内容	※貸付金の種類	資　金	※貸付金額	円（月額　　円）
	※貸付期間	年　月　日から 年　月　日まで	※償還期間	年　月　日から 年　月　日まで

母子父子寡婦福祉資金団体貸付申請書

貸付金の種類	資　金	申請金額	円
貸付期間	年　月　日から 年　月　日まで	償還方法	年　月据置後　賦　年償還

フリガナ 法人の名称	
主たる事務所の所在地	☎（　）　—
法人の設立（認可）年月日	年　月　日
設立登記年月日	年　月　日

貸付けを受けようとする事業所	所在地					
	事業の種類					
	使用人員	母子家庭の母	父子家庭の父	寡婦	その他の者	計
		人	人	人	人	人

理事・連帯借主の氏名等	氏名	生年月日	住所	職業・年収	資産・負債
		・ ・	☎（　）　—	万円	
		・ ・	☎（　）　—	万円	
		・ ・	☎（　）　—	万円	
		・ ・	☎（　）　—	万円	
		・ ・	☎（　）　—	万円	
		・ ・	☎（　）　—	万円	
		・ ・	☎（　）　—	万円	
		・ ・	☎（　）　—	万円	

貸付けを受けようとする事業に使用される者の氏名		生年月日	配偶者の有無	住所
母子家庭の母の氏名等		・ ・	有・無	
		・ ・	有・無	
		・ ・	有・無	
父子家庭の父の氏名等		・ ・	有・無	
		・ ・	有・無	
		・ ・	有・無	
寡婦の氏名等		・ ・	有・無	
		・ ・	有・無	
		・ ・	有・無	

	物件別 / 財産別		土地	建物	付帯設備	什器備品	有価証券	預金現金	その他	計
法人の資産状況	基本財産	数量	㎡	構造 ㎡	構造	品名 数量	種類			
		評価額	円	円	円	円	円	円	円	円
	運用財産	数量	㎡	構造 ㎡	構造	品名 数量	種類			
		評価額	円	円	円	円	円	円	円	円
	負債	内訳	母子父子寡婦福祉資金借入金		その他の借入金		未払金その他		計	
		金額	円		円		円		円	
	資産総額		円		純資産額（資産総額－負債総額）				円	

貸付けを受けようとする事業の概要及び資金の使途についての計画	

償還計画	償還年次	償還額	償還金充当財産の調達方法
	1 年	円	
	2 年	円	
	3 年	円	
	4 年	円	
	5 年	円	
	6 年	円	
	7 年	円	

振込希望金融機関	銀行　　支店　1 普通 2 当座　口座番号

上記のとおり母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受けたいので，関係書類を添えて申請します。

年　月　日

主たる事務所の所在地

法人の名称
代表者氏名

☎　（　）　－

高知市長　　様

（注　意）

1　※欄には，記入しないでください。

2　「貸付金の種類」欄は，借り受けようとする資金名を記入してください。

3　「法人の資産状況」欄は，次のとおり記入してください。

⑴　基本財産・運用財産の評価額は時価を記入してください。

⑵　「資産総額」欄は，基本財産と運用財産の合計を記入してください。

4　「貸付けを受けようとする事業の概要及び資金の使途についての計画」欄は，事業場の構造面積，事業内容，事業費総額，貸付金の使用目的等，具体的に記入してください。

5　「償還計画」欄は，その調達方法を具体的に記入し，無理なく償還が可能であることを明らかにしてください。

様式第14号

貸付種類	資金
貸付番号	第　　号

年　　月　　日

母子父子寡婦福祉資金　継続貸付申請書

高知市長　様

申請者　住　所

氏　名

☎　　－

母子父子寡婦福祉資金の貸付けを継続して受けたいので，次のとおり申請します。

貸付金の種類		資金	貸付番号	第　　号
現在までの借受状況	借主氏名		借受月額	円
	受領済額	円	受領期間	年　月から 年　月まで （　回）
継続希望する貸付け	金額	円	期間	年　月から 年　月まで （　回）
	申請理由			

上記のとおり継続貸付けを申請することに同意します。

年　　月　　日

連帯保証人　住所

氏名　　（※）

（※）本人が手書きしない場合は，記名押印してください。

☎　　－

（注　意）

次の書類を添付してください。

・貸付けを受けていた者の死亡を証明する書類

・（　　）

様式第15号

高知市

貸付番号	第　　号

年　　月　　日

様

高知市長

母子父子寡婦福祉資金貸付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました母子父子寡婦福祉資金の貸付けについて，下記のとおり決定したので通知します。

記

貸　付　決　定　事　項			
貸付金の種類	資　金	貸付番号	第　　号
貸 付 金 額	円（月額　　円）		
利　　子	年　　％・　無利子	貸付期間	年　　月から 年　　月まで
支　　払 金 融 機 関	銀行　　支店　1　普通 2　当座　口座番号		
償 還 方 法	賦　　年償還 （　　回払）	償還期間	年　　月から 年　　月まで
償 還 総 額	円 （内，利子　　円）	償還月額	円 （初回のみ　　円）

（注　意）

１　住所，氏名及び修学（業）先等の変更があったときは，届出が必要です。

２　償還金の毎月の納期限は，当該月の末日とします。ただし，その納期限が金融機関の休業日に当たるときは，その日後の最初の金融機関の休業日でない日とします。

３　支払期日に償還金又は一時償還すべき金額を支払わなかった場合，延滞元利金額につき年　　％の割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金が加算されます。

様式第16号

貸付番号	第　　号

年　　月　　日

高知市長　　様

借主　住所

氏名　　実印

連帯借主　住所

氏名　　認印

母子父子寡婦福祉資金借用書

母子父子寡婦福祉資金を次のとおり借用します。この借用について，母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく政令等の定めるところに誠実に従い，相違なく償還します。

貸付金の種類		資　金
金　額	総　額	
	借用期間及び月額	年　月から　年　月まで 月額　円
利　子		据置期間経過後　年　％・無利子
償還期間		年　月から　年　月まで
償還方法		賦　年　か月償還（　回払）

上記の借入れについて連帯して債務を負担します。

年　　月　　日

連帯保証人　住所

氏名　　実印

連帯保証人　住所

氏名　　実印

（注　意）

1　連帯借主は，修学資金，修業資金，就学支度資金又は就職支度資金（児童に係る資金の場合）の場合に，記入してください。

2　借主，連帯借主及び連帯保証人は，それぞれ直筆で署名してください。
　また，借主と連帯保証人は，実印を押印するとともに，その印鑑証明書を添付してください。

3　償還金の毎月の納期限は，当該月の末日とします。ただし，その納期限が金融機関の休業日に当たるときは，その日後の最初の金融機関の休業日でない日とします。

4　支払期日に償還金又は一時償還すべき金額を支払わなかった場合，延滞元利金額につき年　％の割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金が加算されます。

様式第17号

貸付番号	第　　号

年　　月　　日

高知市長　　様

借主　法人の所在地
　　法人の名称
　　代表者の氏名　　実印
連帯借主　住　　所
　　理事氏名　　実印
　　住　　所
　　理事氏名　　実印
　　住　　所
　　理事氏名　　実印
　　住　　所
　　理事氏名　　実印
　　住　　所
　　理事氏名　　実印
　　住　　所
　　理事氏名　　実印

母子父子寡婦福祉資金借用書（母子・父子福祉団体用）

母子父子寡婦福祉資金を次のとおり借用します。この借用について，母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく政令等の定めるところに誠実に従い，相違なく償還します。

貸付金の種類		資　　金
金　　額	総　　額	
	借用期間及び月額	年　　月から　　年　　月まで 月額　　円
利　　子		据置期間経過後　年　　％
償還期間		年　　月から　　年　　月まで
償還方法		賦　　年　　か月償還（　　回払）

（注　意）

１　借主及び連帯借主は，直筆で署名し，実印を押印してください。

２　また，連帯借主は，その印鑑証明書を添付してください。

３　償還金の毎月の納期限は，当該月の末日とします。ただし，その納期限が金融機関の休業日に当たるときは，その日後の最初の金融機関の休業日でない日とします。

４　支払期日に償還金又は一時償還すべき金額を支払わなかった場合，延滞元利金額につき年　％の割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金が加算されます。

様式第18号

貸付種類	資金
貸付番号	第　　号

年　　月　　日

母子父子寡婦福祉資金　保証人変更承認申請書

高知市長　様

申請者　住　所
氏　名
☎　　－

保証人を変更したいので，次のとおり申請します。

貸付金の種類	資　金		貸付番号	第　　号	
貸付金額	円　（月額　　円）				
未償還額	円　（　　年　　月　　日現在）				
利子	年　％　・　無利子		貸付期間	年　月から 年　月まで	
償還方法	賦　　年償還 （　　回払）		償還期間	年　月から 年　月まで	
旧保証人氏名					
新保証人の状況	フリガナ 氏名		住所		
	生年月日	年　月　日生	電話番号	（　　）　－	
	本籍		申請者との関係		
	勤務先又は職業	☎（　　）　－	年収	万円	
	現在の住居の状況	・自　家 ・借　家（ｱﾊﾟｰﾄ） ・間借り （　　方）	資産	土地	宅地　㎡　評価額　円 その他（　）　㎡　評価額　円
				家屋	居宅　㎡　評価額　円 その他（　）　㎡　評価額　円

負債	借入額	円	円	円
	未償還額	円	円	円
	借入年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	償還完了予定年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日

変更理由	

上記の借入れについて連帯して債務を負担することを確約します。

年　　月　　日

連帯保証人　住所
氏名　　(※)

(※) 本人が手書きしない場合は，記名押印してください。

様式第19号

年　　月　　日

母子父子寡婦福祉資金　貸付金増額申請書

高知市長　様

申請者　住所

氏名

☎（　　）　　－

連帯借主　住所

氏名

☎（　　）　　－

母子父子寡婦福祉資金の貸付金を増額したいので，次のとおり申請します。

貸付金の種類	資金	貸付番号	第　　号
申　請　理　由			
既に貸付けを受けた金額及び期間	円 （月額　　円）	年　月から　　年　月まで	
増額申請金額及び期間	円 （月額　　円）	年　月から　　年　月まで	
貸付金総額	円		

上記の借入れについて連帯して債務を負担することを確約します。

年　　月　　日

連帯保証人　住所

氏名　　（※）

（※）本人が手書きしない場合は，記名押印してください。

☎（　　）　　－

（注　意）

連帯借主の氏名及び住所は，児童に係る資金を借用している場合に記入してください。

様式第21号から様式第25号まで，様式第27号，様式第29号及び様式第31号中「印」を削る。

様式第33号中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め，「署名・押印」を「記名」に改める。

様式第35号中「印」を削り，「承認してくださるよう」を「，次のとおり」に改める。

様式第36号及び様式第37号中「印」を削る。

様式第38号中「氏　名　　印」を「氏　名　　」に改める。

様式第39号及び様式第40号中「印」を削る。

様式第41号を次のように改める。

様式第41号

貸付種類	資金
貸付番号	第　　号

年　　月　　日

母子父子寡婦福祉資金　母子・父子福祉団体理事等変更届

高知市長　　様

法人の所在地
法人の名称
代表者氏名

次のとおり変更したので，届け出ます。
なお，新任の理事は，当団体の借用している資金について連帯して債務を負担します。

貸付金の種類	資　金	貸付番号	第　　号

1　理事の変更

区　分	氏　　名	生年月日	住　　所	職業・年収	資産・負債
新理事		・　・		万円	
旧理事		・　・		万円	
変更理由					
変更年月日	年　　月　　日				

2　被使用者の変更

退職者の氏名	退職年月日	理　　由
	・　・	

新規採用者の氏名	区分	生年月日	住　　所	配偶者の有無
		・　・		有・無

（注　意）

1　旧理事及び新理事の氏名を，本人が手書きをしない場合は，記名押印してください。

2　次の書類を添付してください。

・「理事の変更」の場合は，定款の写し及び法人登記簿の写し

・「被使用者の変更」の場合は，新規採用者が配偶者のない女子若しくは男子であって現に児童を扶養している者又は寡婦であることを証明する書類

様式第42号中「印」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の高知市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定に基づく様式は，この規則による改正後の高知市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定に基づく様式にかかわらず，当分の間，なお修正して使用することができる。

高知市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年５月24日

高知市長　岡　﨑　誠　也

高知市規則第８３号

高知市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

高知市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年規則第118号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号を次のように改める。

⑵　扶養義務者　民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者のうち，当該児童と同一の世帯に属し，生計を一にしているものをいう。

第３条第１項中「様式第１号）」の次に「，教育・保育給付認定申請書（１号）兼施設等利用給付認定申請書（２号・３号）（様式第１号の２）又は教育・保育給付認定申請書（様式第１号の３及び様式第１号の４）」を加え，同条第２項中「教育・保育給付認定兼保育料決定（変更）通知書」を「教育・保育給付認定通知書」に改める。

第４条中「第１条第３号」を「第１条の５第３号」に改める。

第５条中「特例保育」の次に「（以下「特定教育・保育等」という。）」を加える。

第６条第１項中「教育・保育給付認定兼保育料決定（変更）通知書」を「保育料決定通知書（様式第５号）又は保育料決定通知書（無償）（様式第５号の２）により教育・保育給付認定保護者に，所定の通知書」に改め，同条第３項中「事由」の次に「（課税状況の変更を含む。）」を加え，「階層区分の改定を行った」を「，階層区分の改定を行う場合又は別表第１の備考第４項から第６項までの世帯であることが認められた」に改め，同条第５項を同条第６項とし，同条第４項中「前２項」を「前３項」に，「改定等に」を「改定その他の保育料の決定に関し」に改め，同項を同条第５項とし，同条第３項の次に次の１項を加える。

４　次の各号のいずれかに該当する場合における第１項の保育料の額は，当該額を基礎として日割りによって計算して得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは，その端数金額を切り捨てる。）とする。

⑴　月の途中において特定教育・保育等を受け始めたとき。

⑵　府令第58条各号のいずれかに該当するとき。

第６条の次に次の１条を加える。

（副食費の支払の免除に関する事項）

第６条の２　市長は，教育・保育給付認定子どもに係る副食費の支払の免除に関する事項を決定したときは，府令第７条の規定に基づき，所定の通知書により教育・保育給付認定保護者及び特定教育・保育施設等に通知するものとする。

第９条第２項中「当該日」を「当該小学校就学前子どもの保護者の当該育児休業に係る子どもが満１歳となる日」に改める。

第10条第１項中「教育・保育給付認定に係る現況届（様式第６号）」を「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る現況届（様式第６号）又は教育・保育給付認定に係る現況届（様式第６号の２）」に改め，同条第２項中「教育・保育給付認定兼保育料決定（変更）通知書」を「教育・保育給付認定兼保育料変更通知書（様式第７号）」に改める。

第11条第２項中「教育・保育給付認定兼保育料決定（変更）通知書」を「教育・保育給付認定兼保育料変更通知書」に改める。

第12条中「職権による教育・保育給付認定変更通知書（様式第11号）」を「教育・保育給付認定兼保育料変更通知書」に改める。

第14条中「教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」を「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書（兼変更届）」に改める。

第15条の３第１項中「（様式第14号の４）」を削り，同項に次のただし書を加える。

ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書（兼変更届）によるものとする。

⑴　法第19条第１項第１号の小学校就学前子どもの区分の認定を受けている者が，施設等利用給付認定の申請を行うとき。

⑵　法第19条第１項第２号又は第３号の小学校就学前子どもの区分の認定を受けている者が，同項第１号の小学校就学前子どもの区分の認定に変更の認定の申請をするのに併せて施設等利用給付認定の申請を行うとき。

第15条の３第３項中「施設等利用給付認定申請却下通知書」を「施設等利用給付認定却下通知書」に改める。

第15条の４中「施設等利用給付認定が効力を生じた日から当該日の属する年度の末日までの」を「府令第１条の５第９号の事由に該当する場合にあっては施設等利用給付認定が効力を生じた日から当該保護者の当該育児休業に係る子どもが満１歳となる日の属する年度の末日までの期間とし，同条第10号の事由に該当する場合にあっては当該事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市長がその都度定める」に改める。

第15条の５中「施設等利用給付認定に係る現況届」を「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る現況届又は施設等利用給付認定に係る現況届」に改める。

第15条の６中「兼変更届）」の次に「又は施設等利用給付認定変更申請書（兼変更届）（様式第14号の８の２）」を加える。

第15条の９中「兼変更届）」の次に「又は施設等利用給付認定変更申請書（兼変更届）」を加える。

本則に次の１条を加える。

（その他）

第25条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

別表第１備考以外の部分を次のように改める。

保育料徴収金基準額表

各月初日の在籍入所承諾児童の属する世帯の階層区分		保育料月額（円）		
階層区分	定義	３歳以上児	３歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0

B	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	0	0	0
C		市町村民税所得割 非課税世帯	0	10,000	9,800
D１	A階層を除き前年度分の市町村民税の所得割課税世帯であって，その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	0	15,000	14,700
D２		48,600円以上 57,700円未満	0	22,000	21,600
D３		57,700円以上 77,101円未満	0	26,000	25,500
D４		77,101円以上 87,000円未満	0	27,500	27,000
D５		87,000円以上 97,000円未満	0	29,000	28,500
D６		97,000円以上 115,000円未満	0	30,000	29,400
D７		115,000円以上 133,000円未満	0	37,000	36,300
D８		133,000円以上 169,000円未満	0	43,500	42,700
D９		169,000円以上 211,201円未満	0	47,000	46,200
D10		211,201円以上 301,000円未満	0	54,000	53,000
D11		301,000円以上 397,000円未満	0	56,000	55,000
D12		397,000円以上	0	57,000	56,000

別表第１備考第６項第１号中「第14条第１号イ又はロ」を「第14条第１号」に改め，同項第２号中「第14条第２号イからハまで」を「第14条第２号」に改め，同表備考第７項中「第５項各号」を「第４項各号」に改め，同表備考第８項中の「里親」の次に「又は小規模住居型児童養育事業を行う者」を加える。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号

教育・保育給付認定申請書
兼保育施設入所申込書

市記入欄			
	受付日［　　・　　・　　］	児童No.	
	来庁者［父・母・その他（　　）］		
本人確認	１点のみ	運転免許証・個人番号カード・住民基本台帳カード・パスポート・身体障害者手帳・療育手帳・その他（　　）	
	２点必要	健康保険証・介護保険証・年金手帳・預貯金通帳・キャッシュカード・クレジットカード・診察券・その他（　　）	

高知市長　様

以下の項目に同意し，次のとおり施設型給付費及び地域型保育給付費等の教育・保育給付に係る認定を申請するとともに，保育施設への入所を申し込みます。

① 高知市が，教育・保育給付認定の審査及び保育施設の利用調整のために，市区町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報等の必要な情報について，住民基本台帳，課税台帳その他公簿等を確認（個人番号を用いた情報連携を含む。）すること及び他の行政機関等に必要な資料の提供を求めること。
② 教育・保育の運営上必要と認められる情報や，保育料の額及び副食費の支払の免除に関する事項を施設・事業者に提供又は通知すること。
③ 子どものための教育・保育給付は，給付認定保護者に代わって利用する施設・事業者が受領すること。
④ 申請内容に虚偽（提出書類の偽造，改ざん等を含む。）があった場合は，認定及び入所決定を取り消す場合があること。

年　　月　　日

父：

母：

幼稚園にも併せて申込みをされている方は，☑を付けてください。	
□	幼稚園（１号・教育認定）併願

入所希望月	年　　月　から	□小学校入学まで □　　年　　月まで
利用希望施設		利用希望施設を希望する理由
第１希望		□自宅に近い　□祖父母等の親族宅に近い　□職場に近い　□通勤経路上　□兄姉児が在園 □校区内　□父母いずれかの出身園　□その他（　　）
第２希望		□自宅に近い　□祖父母等の親族宅に近い　□職場に近い　□通勤経路上　□兄姉児が在園 □校区内　□父母いずれかの出身園　□その他（　　）
第３希望		□自宅に近い　□祖父母等の親族宅に近い　□職場に近い　□通勤経路上　□兄姉児が在園 □校区内　□父母いずれかの出身園　□その他（　　）
第４希望以下	第４希望以下がある場合は，☑を付けて，裏面に希望施設名等を記入してください。 □第４希望以下を希望する （施設名は裏面に記入）	入所申込理由：（入所を希望する理由を具体的に記入してください。）

申込児童	フリガナ 氏名		男・女	生年月日	年　月　日	年４月１日時点の年齢	歳
現住所	〒　－		市外の場合転入先住所	〒　－　転入時期：　年　月　日頃予定 高知市			
年１月１日時点の住所※　年度　４月～８月入所希望時に記入	□ 高知市内在住 □ 高知市外（　市・区・町・村） 該当者：父・母・その他（　）（保護者）		年１月１日時点の住所※　年度　９月～３月入所希望時に記入	□ 高知市内在住 □ 高知市外（　市・区・町・村） 該当者：父・母・その他（　）（保護者）		電話番号	自宅　－　－ 携帯　父　－　－ 母　－　－

１　家庭状況　※　同居（※注１）・別居にかかわらず，申込児童を除く全ての家族について記入してください。

児童との続柄	フリガナ 氏名	生年月日	勤務先・学校・保育施設名等	同居・別居 ※注１	収入の有無 ※注２	生計の状況 ※注３
父		年　月　日		同・別	有・無	同・異
母		年　月　日		同・別	有・無	同・異
		年　月　日		同・別	有・無	同・異
		年　月　日		同・別	有・無	同・異
		年　月　日		同・別	有・無	同・異
		年　月　日		同・別	有・無	同・異

※注１　住民登録上の世帯にかかわらず，同一住所に居住している場合は，同居となります。
※注２　育児休業など一時的な休職の場合，収入の有無は「有」に○をしてください。
※注３　生計が同一の場合は「同」，収入がある等の理由で生計が異なる場合は「異」に○をしてください。別居であっても，常に生活費等の送金が行われている等扶養関係にある場合は，生計が同一となります。

２　祖父母の状況

児童との続柄	氏名・生年月日		住所・電話番号 ※　別居の場合のみ記入（市外の場合は，市町村名のみで可）	就労状況等（保育ができない理由）
父方	祖父	（　年　月　日）	□同居　□別居　（住所） 電話番号　（自宅・携帯）	□就労　□高齢　□病気・障害　□介護・看護 □不存在　□その他（　）
父方	祖母	（　年　月　日）	□同居　□別居　（住所） 電話番号　（自宅・携帯）	□就労　□高齢　□病気・障害　□介護・看護 □不存在　□その他（　）
母方	祖父	（　年　月　日）	□同居　□別居　（住所） 電話番号　（自宅・携帯）	□就労　□高齢　□病気・障害　□介護・看護 □不存在　□その他（　）
母方	祖母	（　年　月　日）	□同居　□別居　（住所） 電話番号　（自宅・携帯）	□就労　□高齢　□病気・障害　□介護・看護 □不存在　□その他（　）

※　第４希望以下の利用希望施設がある場合は，以下に記入してください。

利用希望施設		希望施設について（希望理由）
第４希望		□自宅に近い　□祖父母等の親族宅に近い　□職場に近い　□通勤経路上　□兄姉児が在園 □校区内　□父母いずれかの出身園　□その他（　　）
第５希望		□自宅に近い　□祖父母等の親族宅に近い　□職場に近い　□通勤経路上　□兄姉児が在園 □校区内　□父母いずれかの出身園　□その他（　　）
第６希望		□自宅に近い　□祖父母等の親族宅に近い　□職場に近い　□通勤経路上　□兄姉児が在園 □校区内　□父母いずれかの出身園　□その他（　　）
第７希望		□自宅に近い　□祖父母等の親族宅に近い　□職場に近い　□通勤経路上　□兄姉児が在園 □校区内　□父母いずれかの出身園　□その他（　　）
第８希望		□自宅に近い　□祖父母等の親族宅に近い　□職場に近い　□通勤経路上　□兄姉児が在園 □校区内　□父母いずれかの出身園　□その他（　　）
第９希望		□自宅に近い　□祖父母等の親族宅に近い　□職場に近い　□通勤経路上　□兄姉児が在園 □校区内　□父母いずれかの出身園　□その他（　　）
第10希望		□自宅に近い　□祖父母等の親族宅に近い　□職場に近い　□通勤経路上　□兄姉児が在園 □校区内　□父母いずれかの出身園　□その他（　　）
第11希望以下	（第11希望以下がある場合は，希望順位を付けてこちらに記入してください。）	

３　入所後の送り迎え　（該当する個所に☑を付けてください（複数可）。）

□父　□母　□父母どちらか　□祖父母　□その他（　　）	□車　□自転車　□徒歩　□バス・電車

４　個人番号

⑴　教育・保育給付認定の審査等及び保育の実施に関し，法に基づき，個人番号を利用します。

⑵　個人番号の確認

申込み受付時に，個人番号が正確に記載されているかどうかの確認が必要となります。

申込児童の家族全員（同居の祖父母がいる場合は，当該祖父母を含む。）の個人番号カード又は個人番号が記載された住民票を提示いただく必要がありますので，窓口にお持ちください。

【個人番号記載欄】　※　同居の家族全員の個人番号を記入してください。

申込児童との続柄	氏　名	個人番号　（12桁）	市確認欄
申込児童			□確認済　□未
父			□確認済　□未
母			□確認済　□未
			□確認済　□未
			□確認済　□未
			□確認済　□未
			□確認済　□未
同居の祖父（父方）			□確認済　□未
同居の祖母（父方）			□確認済　□未
同居の祖父（母方）			□確認済　□未
同居の祖母（母方）			□確認済　□未

次の５，６又は７の項目に該当する方は，保育料が軽減される場合があります。
必要事項を記入の上，必要書類を添付してください。

５　児童の父母の両方又はいずれかが不存在の場合

	該当するものに☑を付け，記入してください。	必要な添付書類（写し可）　※　提出済みの場合は，省略可
理由	□ 未婚（過去に婚姻歴がない場合）	未婚であることが分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本
	□ 離婚　　年　　月	離婚日が分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本
	□ 死亡　　年　　月	配偶者の死亡日が分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本
	□ 離婚調停中	調停中であることが分かる書類の写し
	□ 離婚前提の別居	
	□ ＤＶ避難	保護命令等の写し
	□ その他（　　）	

※　既に提出済みの場合は，提出先を記入してください。

提出先：
□　保育幼稚園課
□　子育て給付課（児童扶養手当関係）
□　その他　　課

６　生活保護の受給

□ 受給している　【　　年　　月 から受給中　　担当ケースワーカー（　　）】

７　在宅障害児（者）の有無　※　同一世帯に該当する方がいる場合は，記入してください。

フリガナ 氏名	児童との続柄	該当する手帳等 （該当するものに☑を付け，氏名及び障害等級の記載部分の写しを添付してください。）
		□ 身体障害者手帳　□ 精神障害者保健福祉手帳　□ 療育手帳 □ 特別児童扶養手当の受給　□ 障害基礎・厚生・共済年金等の受給 □ その他（　　）
		□ 身体障害者手帳　□ 精神障害者保健福祉手帳　□ 療育手帳 □ 特別児童扶養手当の受給　□ 障害基礎・厚生・共済年金等の受給 □ その他（　　）

８　保育を必要とする事由

該当する事由に☑を付け，右欄に内容等を記入してください。
※　現在就労等の事由に該当する方で出産予定のある方は，「妊娠・出産」の項目にも☑を付け，内容を記入してください。
※　就労者自身が事業所（法人）の代表者又は経営者である場合は，事業所の経営規模や業態にかかわらず「自営業中心者」となり，営業の確認ができる書類の写しが必要です。また，親族が代表者又は経営者である事業所にお勤めの場合は，「自営業協力者」となります。

事由	父親	事由	母親	必要な添付書類 （父母ともに必要）
□ 就労	勤務先： 就労状況：　年　月　日から □就労中　□復職予定 □就労予定　（□復職切上げ可）	□ 就労	勤務先： 就労状況：　年　月　日から □就労中　□復職予定 □就労予定　（□復職切上げ可）	□ 就労証明書 ＋ □ 自営業の証明 ※ 自営業中心者の方は，自営業の証明（営業許可証等）が必要 ※ 育休明けの方は，職場復帰予定日の記載がある就労証明書が必要
		□ 妊娠・出産	年　月　日 出産（予定） 出産後の育休取得予定：　□有　□無	□ 母子健康手帳の表紙及び出産（分娩）予定日の記載ページの写し
□ 病気・障害	病名・障害名：	□ 病気・障害	病名・障害名：	□ 診断書 □ 障害者手帳等の写しのいずれか ＋ □ 介護（看護）状況確認書（介護・看護事由のみ必要） ※ 障害者手帳等の写しを添付の場合は，障害名・等級の内容によっては，診断書の提出を依頼する場合があります。
□ 介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	□ 介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	
□ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間　年　月　日から　年　月　日まで 就学状況 週　日　時　分から　時　分まで	□ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間　年　月　日から　年　月　日まで 就学状況 週　日　時　分から　時　分まで	□ 学生証（在学証明）等 □ 受講指示（決定）書等のいずれかの写し ＋ □ カリキュラム等の写し ※ 就学時間の分かる書類
□ 求職活動	過去の職歴 □ あり：勤務先名（　　） □ なし	□ 求職活動	過去の職歴 □ あり：勤務先名（　　） □ なし	□ 求職活動申立書
□ 災害復旧	従事期間　年　月　日から　年　月　日まで	□ 災害復旧	従事期間　年　月　日から　年　月　日まで	□ 罹災証明書等の写し

９　保育必要量　（希望する保育必要量に☑を付けてください。）

□　保育短時間（最大８時間の利用）　　□　保育標準時間（最大11時間の利用）

※　父母いずれかの保育を必要とする事由が，求職活動，病気・障害又は妊娠・出産（産前産後それぞれ３か月から６か月までの方）の場合は，保育短時間認定となります。

様式第１号の次に次の３様式を加える。

様式第１号の２

（表面）

（市記入欄） 児童No.								

教育・保育給付認定申請書（１号）兼施設等利用給付認定申請書（２号・３号）

高知市長　様

【申請に当たっての同意事項】

1　高知市が，教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定（以下「各種認定」という。）の審査のために，子ども・子育て支援法第16条（第30条の３において準用する場合を含む。）により，必要な情報（地方税関係情報等）について，住民基本台帳，課税台帳その他公簿等を確認（個人番号を用いた情報連携を含む。）すること及び他の行政機関等に必要な資料の提供を求めることがあります。
2　高知市が，施設等利用給付認定の審査のために，申請児童の保護者の雇用主等の関係者に照会を行うことがあります。
3　この申請書に記載されている事項のうち，教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者に提供することがあります。
4　子どものための教育・保育給付は，給付認定保護者に代わって利用する施設・事業者が受領します。
5　子育てのための施設等利用給付は，給付認定保護者に代わって利用する施設・事業者が受領することがあります。
6　新年度４月認定開始の場合においては，認定事務が集中し審査等に日時を要するため，申請日にかかわらず，最長で認定開始の前日まで審査結果の通知を延期する場合があります。
7　申請内容に虚偽（提出書類の偽造，改ざん等を含む。）があった場合は，各種認定を取り消すことがあります。

以上のことに同意し，次のとおり教育・保育給付（及び施設等利用給付）に係る認定を申請します。

記入日　：　　年　　月　　日　　保護者氏名　父：

母：

利用を希望する施設名		他施設との併願状況 ※　該当するものに☑を付け，内容を記入してください。	
		☐ 他施設との併願はしない ☐ １号認定（教育認定）で他施設との併願を希望する（している） ☐ ２号認定（保育認定）で利用を希望する施設名欄に記載した施設又は他施設との併願を希望する（している）	
入園（希望）年月日	年　月　日	入園申請状況 ※　該当するものに☑を付け，内容を記入してください。	☐ 今回初めて入園を希望する ☐ 現在通園中の施設があり転園を希望する　（通園中の施設名　　）
預かり保育事業利用希望の有無	☐ 利用を希望しない ☐ 利用を希望する（保育の必要性なし） ☐ 利用を希望する（保育の必要性あり）	施設等利用給付認定の区分	☐ ２号（３～５歳児クラスのお子さんが対象） ☐ ３号（満３歳児クラスの市区町村民税非課税世帯のお子さんが対象）

申請児童	フリガナ		性別	男・女	生年月日	年　月　日	年４月１日時点の年齢	歳
	氏　名							
	個人番号							
現住所	〒　－		電話番号	自　宅	－　－			
				携帯	父	－　－		
					母	－　－		
高知市外の場合 転入（予定）先住所及び時期	〒　－ 高知市　　転入時期　：　年　月　日頃予定							

年１月１日時点の住所 ※　年度４月～８月入園時に記入	☐ 高知市内在住 ☐ 高知市外 住　所：　都・道・府・県　市・区・町・村 該当者：（保護者）　父 ・ 母 ・ その他（　）※注１
年１月１日時点の住所 ※　年度９月～３月入園時に記入	☐ 高知市内在住 ☐ 高知市外 住　所：　都・道・府・県　市・区・町・村 該当者：（保護者）　父 ・ 母 ・ その他（　）※注１

※注１　保護者の一方のみが市外住民であった場合も，該当の方についての記載が必要です。

１　家庭状況　※　同居（※注２）・別居にかかわらず，申請児童を除く全ての家族について記入してください。

児童との続柄	氏　名	生　年　月　日	勤務先・学校・保育施設名等	同居・別居 ※注２	収入の有無 ※注３	生計の状況 ※注４
父	（フリガナ）	年　月　日		同・別	有・無	同・異
個人番号						
母	（フリガナ）	年　月　日		同・別	有・無	同・異
個人番号						
	（フリガナ）	年　月　日		同・別	有・無	同・異
個人番号						
	（フリガナ）	年　月　日		同・別	有・無	同・異
個人番号						
	（フリガナ）	年　月　日		同・別	有・無	同・異
個人番号						

※注２　住民登録上の世帯にかかわらず，同一住所に居住している場合は，同居となります。
※注３　育児休業等一時的な休職の場合，収入の有無は「有」に○をしてください。
※注４　生計が同一の場合は「同」，収入がある等で生計が異なる場合は「異」に○をしてください。別居であっても，常に生活費等の送金が行われている等扶養関係にある場合は，生計が同一となります。

（裏面）

２　祖父母の状況

続柄		同居・別居不存在
父方	祖父	同　・　別　不存在
父方	祖母	同　・　別　不存在
母方	祖父	同　・　別　不存在
母方	祖母	同　・　別　不存在

同居の場合は，右の欄に氏名・個人番号・生年月日をご記入ください。

※　住民登録上の世帯にかかわらず，同一住所に居住している場合は，同居となります。

続柄		氏　名	生　年　月　日
父方	祖父	（フリガナ）	
	個人番号		年　月　日
父方	祖母	（フリガナ）	
	個人番号		年　月　日
母方	祖父	（フリガナ）	
	個人番号		年　月　日
母方	祖母	（フリガナ）	
	個人番号		年　月　日

次の３，４又は５の項目に該当する方は，必要事項を記入の上，必要書類を添付してください。

３　児童の父母の両方又はいずれかが不存在の場合

該当するものに☑を付け，内容を記入してください。	必要な添付書類（写し可）　※　提出済みの場合は，省略可
理由 □ 未婚（過去に婚姻歴がない場合）	未婚であることが分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本
理由 □ 離婚　年　月	離婚日が分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本
理由 □ 死亡　年　月	配偶者の死亡日が分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本
理由 □ 離婚調停中	調停中であることが分かる書類の写し
理由 □ 離婚前提の別居	
理由 □ ＤＶ避難	保護命令等の写し
理由 □ その他（　）	

※　既に提出済みの場合は，提出先を記入してください。

【 提出先 】
□ 保育幼稚園課
□ 子育て給付課　（児童扶養手当関係）
□ その他　＿＿＿＿＿＿＿＿課

４　生活保護の受給

□ 受給している　【　　年　　月 から受給中　　担当ケースワーカー　（　　）】

５　在宅障害児（者）の有無　※　同一世帯に該当する方がいる場合は，記入してください。

フリガナ 氏　名	児童との続柄	該当する手帳等 （該当するものに☑を付け，氏名及び障害等級の記載部分の写しを添付してください。）
		□ 身体障害者手帳　□ 精神障害者保健福祉手帳　□ 療育手帳 □ 特別児童扶養手当の受給　□ 障害基礎・厚生・共済年金等の受給 □ その他（　）

施設等利用給付に係る認定を申請する方は，次の項目へ必要事項を記入の上，必要書類を添付してください。

６　保育を必要とする事由

該当する事由に☑を付け，右欄に内容等を記入してください。
※　現在就労等の事由に該当する方で出産予定のある方は，「妊娠・出産」の項目にも☑を付け，内容を記入してください。
※　就労者自身が事業所（法人）の代表者又は経営者である場合は，事業所の経営規模や業態にかかわらず「自営業中心者」となり，営業の確認ができる書類の写しが必要です。また，親族が代表者又は経営者である事業所にお勤めの場合は，「自営業協力者」となります。

事由	父　親	事由	母　親	必要な添付書類（父母共に必要）
□ 就労	勤務先： 就労状況：　年　月　日から □就労中　□復職予定 □就労予定　（□復職切上げ可）	□ 就労	勤務先： 就労状況：　年　月　日から □就労中　□復職予定 □就労予定　（□復職切上げ可）	□ 就労証明書 ＋ □ 自営業の証明 ※ 自営業中心者の方は，自営業の証明（営業許可証等）が必要 ※ 育休明けの方は，職場復帰予定日の記載がある就労証明書が必要
		□ 妊娠・出産	年　月　日出産（予定） 出産後の育休取得予定：□有　□無	□ 母子健康手帳の表紙及び出産（分娩）予定日の記載ページの写し
□ 病気・障害	病名・障害名：	□ 病気・障害	病名・障害名：	□ 診断書 □ 障害者手帳等の写しのいずれか ＋ □ 介護（看護）状況確認書（介護・看護事由のみ必要） ※ 障害者手帳等の写しを添付の場合は，障害名・等級の内容によっては，診断書の提出を依頼する場合があります。
□ 介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	□ 介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	
□ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間　年　月　日から　年　月　日まで 就学状況　週　日　時　分から　時　分まで	□ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間　年　月　日から　年　月　日まで 就学状況　週　日　時　分から　時　分まで	□ 学生証（在学証明）等 □ 受講指示（決定）書等のいずれかの写し ＋ □ カリキュラム等の写し ※ 就学時間の分かる書類
□ 求職活動	過去の職歴 □ あり：勤務先名（　） □ なし	□ 求職活動	過去の職歴 □ あり：勤務先名（　） □ なし	□ 求職活動申立書
□ 災害復旧	従事期間　年　月　日から　年　月　日まで	□ 災害復旧	従事期間　年　月　日から　年　月　日まで	□ 罹災証明書等の写し

様式第１号の３

（表面）

（市記入欄）児童No.								

教育・保育給付認定申請書

（事業所枠新入児用）

高知市長　様

以下の項目に同意し，次のとおり施設型給付費及び地域型保育給付費等の教育・保育給付に係る認定を申請します。

① 高知市が，教育・保育給付認定の審査のために，市区町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報等の必要な情報について，住民基本台帳，課税台帳その他公簿等を確認（個人番号を用いた情報連携を含む。）すること及び他の行政機関等に必要な資料の提供を求めること。
② 教育・保育の運営上必要と認められる情報や，保育料の額を施設・事業者に提供又は通知すること。
③ 子どものための教育・保育給付は，給付認定保護者に代わって利用する施設・事業者が受領すること。
④ 申請内容に虚偽（提出書類の偽造，改ざん等を含む。）があった場合は，認定を取り消す場合があること。

記入日 ：　　年　　月　　日　　保護者氏名　父：

母：

利用を希望する施設名	入所（希望）月	入園申請状況 ※ 該当するものに☑を付け，内容を記入してください。
	年　月　日	□ 今回初めて入園を希望する □ 現在通園中の施設があり転園を希望する （通園中の施設名　　）

申請児童	フリガナ 氏　名		性別	男・女	生年月日	年　月　日	年４月１日時点の年齢	歳		
現住所	〒　－					電話番号	自　宅	－　－		
							携帯 父	－　－		
							携帯 母	－　－		
高知市外の場合 転入（予定）先住所及び時期	〒　－ 高知市　　転入時期 ：　年　月　日頃予定									
年１月１日時点の住所 ※ 年度４月～８月入所時に記入	□ 高知市内在住 □ 高知市外 住　所：都・道・府・県　市・区・町・村 該当者：（保護者）　父 ・ 母 ・ その他（　）※注１					年１月１日時点の住所 ※ 年度９月～３月入所時に記入	□ 高知市内在住 □ 高知市外 住　所：都・道・府・県　市・区・町・村 該当者：（保護者）　父 ・ 母 ・ その他（　）※注１			

※注１　保護者の一方のみが市外住民であった場合も，該当の方についての記載が必要です。

１　家庭状況　※　同居（※注２）・別居にかかわらず，申請児童を除く全ての家族について記入してください。

児童との続柄	フリガナ 氏　名	生年月日	勤務先・学校・保育施設名等	同居・別居 ※注１	収入の有無 ※注２	生計の状況 ※注３
父		年　月　日		同・別	有・無	同・異
母		年　月　日		同・別	有・無	同・異
		年　月　日		同・別	有・無	同・異
		年　月　日		同・別	有・無	同・異
		年　月　日		同・別	有・無	同・異
		年　月　日		同・別	有・無	同・異

※注２　住民登録上の世帯にかかわらず，同一住所に居住している場合は，同居となります。
※注３　育児休業等一時的な休職の場合，収入の有無は「有」に○をしてください。
※注４　生計が同一の場合は「同」，収入がある等で生計が異なる場合は「異」に○をしてください。別居であっても，常に生活費等の送金が行われている等扶養関係にある場合は，生計が同一となります。

２　祖父母の状況

続柄		同居・別居不存在
父方	祖父	同 ・ 別 不存在
父方	祖母	同 ・ 別 不存在
母方	祖父	同 ・ 別 不存在
母方	祖母	同 ・ 別 不存在

同居の場合は，右の欄に氏名・生年月日をご記入ください。

※　住民登録上の世帯にかかわらず，同一住所に居住している場合は，同居となります。

続柄		氏　名	生　年　月　日
父方	祖父	（フリガナ）	年　月　日
父方	祖母	（フリガナ）	年　月　日
母方	祖父	（フリガナ）	年　月　日
母方	祖母	（フリガナ）	年　月　日

（裏面）

3　個人番号

⑴　教育・保育給付認定の審査等に関し，法に基づき，個人番号を利用します。
⑵　記載された個人番号に錯誤があった場合又は個人番号の記載がない場合は，職権により個人番号を調査します。

【個人番号記載欄】　※　同居の家族全員の個人番号を記入してください。

申請児童との続柄	氏名	個人番号　（12桁）	申請児童との続柄	氏名	個人番号　（12桁）
申請児童					
父			同居の祖父（父方）		
母			同居の祖母（父方）		
			同居の祖父（母方）		
			同居の祖母（母方）		

次の４，５又は６の項目に該当する方は，必要事項を記入の上，必要書類を添付してください。

4　児童の父母の両方又はいずれかが不存在の場合

理由	該当するものに☑を付け，内容を記入してください。	必要な添付書類（写し可）　※　提出済みの場合は，省略可
	□ 未婚（過去に婚姻歴がない場合）	未婚であることが分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本
	□ 離婚　　年　　月	離婚日が分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本
	□ 死亡　　年　　月	配偶者の死亡日が分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本
	□ 離婚調停中	調停中であることが分かる書類の写し
	□ 離婚前提の別居	
	□ ＤＶ避難	保護命令等の写し
	□ その他（　　）	

※　既に提出済みの場合は，提出先を記入してください。
【 提出先 】
□ 保育幼稚園課
□ 子育て給付課　（児童扶養手当関係）
□ その他　　課

5　生活保護の受給

□ 受給している　【　　年　　月 から受給中　　担当ケースワーカー　（　　）　】

6　在宅障害児（者）の有無　※　同一世帯に該当する方がいる場合は，記入してください。

フリガナ 氏名	児童との続柄	該当する手帳等 （該当するものに☑を付け，氏名及び障害等級の記載部分の写しを添付してください。）
		□ 身体障害者手帳　□ 精神障害者保健福祉手帳　□ 療育手帳 □ 特別児童扶養手当の受給　□ 障害基礎・厚生・共済年金等の受給 □ その他（　　）

次の７及び８の項目へ必要事項を記入の上，必要書類を添付してください。

7　保育を必要とする事由

該当する事由に☑を付け，右欄に内容等を記入してください。
※　現在就労等の事由に該当する方で出産予定のある方は，「妊娠・出産」の項目にも☑を付け，内容を記入してください。
※　就労者自身が事業所（法人）の代表者又は経営者である場合は，事業所の経営規模や業態にかかわらず「自営業中心者」となり，営業の確認ができる書類の写しが必要です。また，親族が代表者又は経営者である事業所にお勤めの場合は，「自営業協力者」となります。

事由	父　親	事由	母　親	必要な添付書類 （父母共に必要）
□ 就労	勤務先： 就労状況：　年　月　日から □就労中　□復職予定 □就労予定　（□復職切上げ可）	□ 就労	勤務先： 就労状況：　年　月　日から □就労中　□復職予定 □就労予定　（□復職切上げ可）	□ 就労証明書 ＋ □ 自営業の証明 ※ 自営業中心者の方は，自営業の証明（営業許可証等）が必要 ※ 育休明けの方は，職場復帰予定日の記載がある就労証明書が必要
		□ 妊娠・出産	年　月　日出産（予定） 出産後の育休取得予定：□有　□無	□ 母子健康手帳の表紙及び出産（分娩）予定日の記載ページの写し
□ 病気・障害	病名・障害名：	□ 病気・障害	病名・障害名：	□ 診断書 □ 障害者手帳等の写しのいずれか ＋ □ 介護（看護）状況確認書（介護・看護事由のみ必要） ※ 障害者手帳等の写しを添付の場合は，障害名・等級の内容によっては，診断書の提出を依頼する場合があります。
□ 介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	□ 介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	
□ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間　年　月　日から　年　月　日まで 就学状況　週　日　時　分から　時　分まで	□ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間　年　月　日から　年　月　日まで 就学状況　週　日　時　分から　時　分まで	□ 学生証（在学証明）等 □ 受講指示（決定）書等のいずれかの写し ＋ □ カリキュラム等の写し ※ 就学時間の分かる書類
□ 求職活動	過去の職歴 □ あり：勤務先名（　　） □ なし	□ 求職活動	過去の職歴 □ あり：勤務先名（　　） □ なし	□ 求職活動申立書
□ 災害復旧	従事期間　年　月　日から　年　月　日まで	□ 災害復旧	従事期間　年　月　日から　年　月　日まで	□ 罹災証明書等の写し

8　保育必要量　（希望する保育必要量に☑を付けてください。）

□　保育短時間（最大８時間の利用）　　□　保育標準時間（最大11時間の利用）

※　父母いずれかの保育を必要とする事由が，求職活動，病気・障害又は妊娠・出産（産前産後それぞれ３か月から６か月までの方）の場合は，保育短時間認定となります。

様式第１号の４

（表面）

（市記入欄） 児童No.								

教育・保育給付認定申請書

（企業主導型保育施設用）

高知市長　様

以下の項目に同意し，次のとおり教育・保育給付に係る認定を申請します。

① 高知市が，教育・保育給付認定の審査のために，世帯情報等の必要な情報について，住民基本台帳帳その他公簿等を確認（個人番号を用いた情報連携を含む。）すること及び他の行政機関等に必要な資料の提供を求めること。

② 教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者に提供すること。

③ 申請内容に虚偽（提出書類の偽造，改ざん等を含む。）があった場合は，認定を取り消す場合があること。

記入日 ：　　年　　月　　日

保護者氏名　父：

母：

利用を希望する施設名	入所（希望）月
	年　　月　　日

申請児童	フリガナ 氏　名		性別	男・女	生年月日	年　　月　　日		年 ４月１日 時点の年齢	歳	
現住所	〒　　－					電話番号	自　宅	－　　－		
							携帯	父	－　　－	
								母	－　　－	
高知市外の場合 転入（予定）先住所及び時期	〒　　－ 高知市					転入時期 ：　　年　　月　　日頃予定				

１　家庭状況　※　同居（※注１）・別居にかかわらず，申請児童を除く全ての家族について記入してください。

児童との続柄	フリガナ 氏　名	生年月日	勤務先・学校・保育施設名等	同居・別居 ※注１
父		年　月　日		同・別
母		年　月　日		同・別
		年　月　日		同・別
		年　月　日		同・別
		年　月　日		同・別
		年　月　日		同・別

※注１　住民登録上の世帯にかかわらず，同一住所に居住している場合は，同居となります。

２　個人番号

⑴ 教育・保育給付認定の審査等に関し，法に基づき，個人番号を利用します。

⑵ 記載された個人番号に錯誤があった場合又は個人番号の記載がない場合は，職権により個人番号を調査します。

【個人番号記載欄】

申請児童との続柄	氏　名	個人番号　（12桁）
申請児童		
父		
母		

（裏面）

次の３及び４の項目へ必要事項を記入の上，必要書類を添付してください。

３　保育を必要とする事由

該当する事由に☑を付け，右欄に内容等を記入してください。
※　現在就労等の事由に該当する方で出産予定のある方は，「妊娠・出産」の項目にも☑を付け，内容を記入してください。
※　就労者自身が事業所（法人）の代表者又は経営者である場合は，事業所の経営規模や業態にかかわらず「自営業中心者」となり，営業の確認ができる書類の写しが必要です。また，親族が代表者又は経営者である事業所にお勤めの場合は，「自営業協力者」となります。

事　由	父　親	事　由	母　親	必要な添付書類 （父母共に必要）
□　就労	勤務先： 就労状況：　　年　　月　　日から □就労中　　□復職予定 □就労予定　（□復職切上げ可　）	□　就労	勤務先： 就労状況：　　年　　月　　日から □就労中　　□復職予定 □就労予定　（□復職切上げ可　）	□　就労証明書 ＋ □　自営業の証明 ※　自営業中心者の方は，自営業の証明（営業許可証等）が必要 ※　育休明けの方は，職場復帰予定日の記載がある就労証明書が必要
		□　妊娠・出産	年　　月　　日 出産（予定） 出産後の育休取得予定：　□有　　□無	□　母子健康手帳の表紙及び出産（分娩）予定日の記載ページの写し
□　病気・障害	病名・障害名：	□　病気・障害	病名・障害名：	□　診断書 □　障害者手帳等の写しのいずれか ＋ □　介護（看護）状況確認書（介護・看護事由のみ必要） ※　障害者手帳等の写しを添付の場合は，障害名・等級の内容によっては，診断書の提出を依頼する場合があります。
□　介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	□　介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	
□　就学・職業訓練	学校名： 在学期間　　年　　月　　日から 　　年　　月　　日まで 就学状況 週　　日　　時　　分から 　　時　　分まで	□　就学・職業訓練	学校名： 在学期間　　年　　月　　日から 　　年　　月　　日まで 就学状況 週　　日　　時　　分から 　　時　　分まで	□　学生証（在学証明）等 □　受講指示（決定）書等のいずれかの写し ＋ □　カリキュラム等の写し ※　就学時間の分かる書類
□　求職活動	過去の職歴 □　あり：勤務先名（　　） □　なし	□　求職活動	過去の職歴 □　あり：勤務先名（　　） □　なし	□　求職活動申立書
□　災害復旧	従事期間　　年　　月　　日から 　　年　　月　　日まで	□　災害復旧	従事期間　　年　　月　　日から 　　年　　月　　日まで	□　罹災証明書等の写し

４　保育必要量　（希望する保育必要量に☑を付けてください。）

□　保育短時間（最大８時間の利用）　　□　保育標準時間（最大11時間の利用）

※　父母いずれかの保育を必要とする事由が，求職活動，病気・障害又は妊娠・出産（産前産後それぞれ３か月から６か月までの方）の場合は，保育短時間認定となります。

様式第２号から様式第５号までを次のように改める。

様式第２号

第　　号
年　　月　　日

様
さん

高知市長

教育・保育給付認定通知書

申請のありました施設型給付費及び地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定について，次のとおり決定しましたので通知します。

支給認定証番号	第　　号
児童の氏名及び生年月日	年　　月　　日生
保護者の氏名及び生年月日	年　　月　　日生
居住地	
教育・保育給付認定区分	
保育必要量	
保育を必要とする事由	
有効期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

教示

１　この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については，上記１の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，上記１の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

高知市役所　こども未来部　保育幼稚園課
〒780-8571　高知市本町五丁目１番45号
ＴＥＬ088-823-4012　ＦＡＸ088-823-9273

様式第３号

年　　月　　日

高知市長

支給認定証

支給認定証番号	第　　号
児童の氏名及び生年月日	年　　月　　日生
保護者の氏名及び生年月日	年　　月　　日生
居住地	
教育・保育給付認定区分	
保育必要量	
保育を必要とする事由	
有効期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

備考

１　記載事項に変更がある場合は，認定変更の申請又は変更の届出を行ってください。

２　３号認定のお子さんが満３歳になった場合は，１号認定を希望する申し出がなければ，自動的に２号認定を行います（手続の必要はありません。）。

教示

１　この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については，上記１の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，上記１の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分（審査請求した場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

高知市役所　こども未来部　保育幼稚園課
〒780-8571　高知市本町五丁目１番45号
ＴＥＬ088-823-4012　ＦＡＸ088-823-9273

様式第４号

第　　号

年　　月　　日

様

さん

高知市長

教育・保育給付認定却下通知書

申請のありました施設型給付費及び地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定については，次の理由で却下しましたので通知します。

児童の氏名及び生年月日	
申　　請　　日	
却　下　理　由	

教示

１　この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については，上記１の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，上記１の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

高知市役所　こども未来部　保育幼稚園課
〒780-8571　高知市本町五丁目１番45号
ＴＥＬ088-823-4012　ＦＡＸ088-823-9273

様式第５号

第　　号
年　　月　　日

様
さん

高知市長

保育料決定通知書

年度　　月～　　月分保育料について，次のとおり決定しましたので通知します。

入所する児童の氏名・認定者番号及び生年月日	
保　育　料　月　額	
市 区 町 村 民 税 額	

教示

１　この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については，上記１の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，上記１の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

高知市役所　こども未来部　保育幼稚園課
〒780-8571　高知市本町五丁目１番45号
ＴＥＬ088-823-4012　ＦＡＸ088-823-9273

様式第５号の次に次の１様式を加える。

様式第５号の２

第　　号
年　　月　　日

様
さん

高知市長

保育料決定通知書（無償）

保育料について，次のとおり無償と決定しましたので通知します。

入所する児童の氏名・認定者番号及び生年月日	
保育料が無償となる期間	

教示

１　この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については，上記１の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，上記１の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

高知市役所　こども未来部　保育幼稚園課
〒780-8571　高知市本町五丁目１番45号
ＴＥＬ088-823-4012　ＦＡＸ088-823-9273

様式第６号を次のように改める。

様式第６号

（表面）

（市記入欄）児童No.								

教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る現況届

高知市長　様

以下の項目に同意の上，教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る現況について届け出ます。

① 高知市が，教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る現況の確認等のために，市区町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報等の必要な情報について，住民基本台帳，課税台帳その他公簿等を確認（個人番号を用いた情報連携を含む。）すること及び他の行政機関等に必要な資料の提供を求めること。

② 教育・保育の運営上必要と認められる情報や，保育料の額及び副食費の支払の免除に関する事項を施設・事業者に提供又は通知すること。

③ 子どものための教育・保育給付は，給付認定保護者に代わって利用する施設・事業者が受領すること。

④ 子育てのための施設等利用給付は，給付認定保護者に代わって利用する施設・事業者が受領することがあること。

⑤ 届出内容に変更があった場合は，直ちに認定変更の申請又は変更の届出を行うこと。

⑥ 届出内容に虚偽（提出書類の偽造，改ざん等を含む。）があった場合又は保育の必要性が認められない場合は，認定を取り消す場合があること。

記入日　：　　年　　月　　日　　保護者氏名　父：

母：

利用中の施設名		児童	フリガナ 氏名		生年月日 年　月　日	クラス年齢 歳クラス	
現住所	〒　－ 高知市	電話番号	自宅		－　－		
			携帯	父	－　－		
				母	－　－		
年１月１日時点の住所	□ 高知市内在住 □ 高知市外　住所：都・道・府・県　市・区・町・村 該当者（保護者）：父・母・その他（　）※注１						

※注１　保護者の一方のみが市外住民であった場合も，該当の方についての記載が必要です。

１　家庭状況　※　同居（※注２）・別居にかかわらず，本児を除く全ての家族について記入してください。

児童との続柄	フリガナ 氏名	生年月日	勤務先・学校・保育施設名等	同居・別居 ※注２	収入の有無 ※注３	生計の状況 ※注４
父		年　月　日		同・別	有・無	同・異
母		年　月　日		同・別	有・無	同・異
		年　月　日		同・別	有・無	同・異
		年　月　日		同・別	有・無	同・異
		年　月　日		同・別	有・無	同・異
		年　月　日		同・別	有・無	同・異

※注２　住民登録上の世帯にかかわらず，同一住所に居住している場合は，同居となります。
※注３　育児休業等一時的な休職の場合，収入の有無は「有」に○をしてください。
※注４　生計が同一の場合は「同」，収入がある等で生計が異なる場合は「異」に○をしてください。別居であっても，常に生活費等の送金が行われている等扶養関係にある場合は，生計が同一となります。

２　祖父母の状況

児童との続柄		氏名・生年月日	同居・別居	住所 ※ 別居の場合のみ記入（市外の場合は，市町村名のみで可）	就労状況等
父方	祖父	（　年　月　日）	同・別		□就労　□高齢　□病気・障害　□介護・看護 □不存在　□その他（　）
	祖母	（　年　月　日）	同・別		□就労　□高齢　□病気・障害　□介護・看護 □不存在　□その他（　）
母方	祖父	（　年　月　日）	同・別		□就労　□高齢　□病気・障害　□介護・看護 □不存在　□その他（　）
	祖母	（　年　月　日）	同・別		□就労　□高齢　□病気・障害　□介護・看護 □不存在　□その他（　）

（裏面）

次の３，４又は５の項目に該当する方は，保育料が軽減される場合があります。
必要事項を記入の上，必要書類を添付してください。

３　児童の父母の両方又はいずれかが不存在の場合

理由	該当するものに☑を付け，記入してください。	必要な添付書類（写し可）　※　提出済みの場合は，省略可
	☐ 未婚（過去に婚姻歴がない場合）	未婚であることが分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本
	☐ 離婚　　年　　月	離婚日が分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本
	☐ 死亡　　年　　月	配偶者の死亡日が分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本
	☐ 離婚調停中	調停中であることが分かる書類の写し
	☐ 離婚前提の別居	
	☐ ＤＶ避難	保護命令等の写し
	☐ その他（　　）	

※　既に提出済みの場合は，提出先を記入してください。

提出先：
☐　保育幼稚園課
☐　子育て給付課（児童扶養手当関係）
☐　その他　　課

４　生活保護の受給

☐ 受給している　【　　年　　月 から受給中　，　担当ケースワーカー（　　）】

５　在宅障害児（者）の有無　※　同一世帯に該当する方がいる場合は，記入してください。

フリガナ 氏名	児童との続柄	該当する手帳等 （該当するものに☑を付け，氏名及び障害等級の記載部分の写しを添付してください。）
		☐ 身体障害者手帳　☐ 精神障害者保健福祉手帳　☐ 療育手帳 ☐ 特別児童扶養手当の受給　☐ 障害基礎・厚生・共済年金等の受給 ☐ その他（　　）
		☐ 身体障害者手帳　☐ 精神障害者保健福祉手帳　☐ 旅育手帳 ☐ 特別児童扶養手当の受給　☐ 障害基礎・厚生・共済年金等の受給 ☐ その他（　　）

教育・保育給付認定（２号・３号認定（保育認定））又は施設等利用給付認定を受けている方は，
次の項目へ必要事項を記入の上，必要書類を添付してください。

６　保育を必要とする事由

該当する事由に☑を付け，右欄に内容等を記入してください。
※　現在就労等の事由に該当する方で出産予定のある方は，「妊娠・出産」の項目にも☑を付け，内容を記入してください。
※　就労者自身が事業所（法人）の代表者又は経営者である場合は，事業所の経営規模や業態にかかわらず「自営業中心者」となり，営業の確認ができる書類の写しが必要です。また，親族が代表者又は経営者である事業所にお勤めの場合は，「自営業協力者」となります。

事由	父親	事由	母親	必要な添付書類（父母共に必要）
☐ 就労	☐ 居宅外就労 ・ 自営業協力者 ☐ 自営業中心者・内職	☐ 就労	☐ 居宅外就労 ・ 自営業協力者 ☐ 自営業中心者・内職	☐ 就労証明書 ☐ 就労証明書 ☐ 自営業の証明（営業許可証等）
☐ 育児休業	取得期間　　年　月　日から 　　年　月　日まで	☐ 育児休業	取得期間　　年　月　日から 　　年　月　日まで	☐ 就労証明書 ※ 育児休業期間の記載があるもの
		☐ 妊娠・出産	年　月　日出産（予定） 出産後の育休取得予定：☐有　☐無	☐ 母子健康手帳の表紙及び出産（分娩）予定日の記載ページの写し
☐ 病気・障害	病名・障害名：	☐ 病気・障害	病名・障害名：	☐ 診断書 ☐ 障害者手帳等の写しのいずれか ＋ ☐ 介護（看護）状況確認書（介護・看護事由のみ必要） ※ 障害者手帳等の写しを添付の場合は，障害名・等級の内容によっては，診断書の提出を依頼する場合があります。
☐ 介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	☐ 介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	
☐ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間　　年　月　日から 　　年　月　日まで 就学状況　週　日　時　分から 　　時　分まで	☐ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間　　年　月　日から 　　年　月　日まで 就学状況　週　日　時　分から 　　時　分まで	☐ 学生証（在学証明）等 ☐ 受講指示（決定）書等のいずれかの写し ＋ ☐ カリキュラム等の写し ※ 就学時間の分かる書類
☐ 求職活動	過去の職歴 ☐ なし ☐ あり：離職日（　年　月　日） 離職した勤務先名	☐ 求職活動	過去の職歴 ☐ なし ☐ あり：離職日（　年　月　日） 離職した勤務先名	
☐ 災害復旧	従事期間　　年　月　日から 　　年　月　日まで	☐ 災害復旧	従事期間　　年　月　日から 　　年　月　日まで	☐ 罹災証明書等の写し

様式第６号の次に次の１様式を加える。

様式第６号の２

（表面）

（市記入欄）児童No.								

教育・保育給付認定に係る現況届
（企業主導型保育施設用）

高知市長　様

以下の項目に同意の上，教育・保育給付認定に係る現況について届け出ます。

① 高知市が，教育・保育給付認定に係る現況の確認のために，世帯情報等の必要な情報について，住民基本台帳を確認（個人番号を用いた情報連携を含む。）すること及び他の行政機関等に必要な資料の提供を求めること。

② 教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者に提供通知すること。

③ 届出内容に変更があった場合は，直ちに認定変更の申請又は変更の届出を行うこと。

④ 届出内容に虚偽（提出書類の偽造，改ざん等を含む。）があった場合又は保育の必要性が認められない場合は，認定を取り消す場合があること。

記入日　：　　年　　月　　日

保護者氏名　父：

母：

利用中の施設名		児童	フリガナ 氏名		生年月日	クラス年齢
					年　月　日	歳クラス
現住所	〒　－ 高知市			電話番号	自宅　－　－ 携帯　父　－　－ 母　－　－	

１　家庭状況　※　同居（※注１）・別居にかかわらず，本児を除く全ての家族について記入してください。

児童との続柄	フリガナ 氏名	生年月日	勤務先・学校・保育施設名等	同居・別居
父		年　月　日		同・別
母		年　月　日		同・別
		年　月　日		同・別
		年　月　日		同・別
		年　月　日		同・別
		年　月　日		同・別
		年　月　日		同・別

※注１　住民登録上の世帯にかかわらず，同一住所に居住している場合は，同居となります。

（裏面）

次の項目に該当する方は，必要事項を記入の上，必要書類を添付してください。

２　児童の父母の両方又はいずれかが不存在の場合

	該当するものに☑を付け，記入してください。	必要な添付書類（写し可）　※　提出済みの場合は，省略可
理由	□ 未婚（過去に婚姻歴がない場合）	未婚であることが分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本
	□ 離婚　　年　　月	離婚日が分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本
	□ 死亡　　年　　月	配偶者の死亡日が分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本
	□ 離婚調停中	調停中であることが分かる書類の写し
	□ 離婚前提の別居	
	□ ＤＶ避難	保護命令等の写し
	□ その他（　　）	

※　既に提出済みの場合は，提出先を記入してください。

提出先：

□　保育幼稚園課

□　子育て給付課（児童扶養手当関係）

□　その他　＿＿＿＿＿＿＿課

次の項目へ必要事項を記入の上，必要書類を添付してください。

３　保育を必要とする事由

該当する事由に☑を付け，右欄に内容等を記入してください。

※　現在就労等の事由に該当する方で出産予定のある方は，「妊娠・出産」の項目にも☑を付け，内容を記入してください。

※　就労者自身が事業所（法人）の代表者又は経営者である場合は，事業所の経営規模や業態にかかわらず「自営業中心者」となり，営業の確認ができる書類の写しが必要です。また，親族が代表者又は経営者である事業所にお勤めの場合は，「自営業協力者」となります。

事由	父　親	事由	母　親	必要な添付書類（父母共に必要）
□ 就労	□ 居宅外就労 ・ 自営業協力者 □ 自営業中心者・内職	□ 就労	□ 居宅外就労 ・ 自営業協力者 □ 自営業中心者・内職	□ 就労証明書 □ 就労証明書 □ 自営業の証明（営業許可証等）
□ 育児休業	取得期間　年　月　日から 年　月　日まで	□ 育児休業	取得期間　年　月　日から 年　月　日まで	□ 就労証明書 ※ 育児休業期間の記載があるもの
		□ 妊娠・出産	年　月　日出産（予定） 出産後の育休取得予定：□有　□無	□ 母子健康手帳の表紙及び出産（分娩）予定日の記載ページの写し
□ 病気・障害	病名・障害名：	□ 病気・障害	病名・障害名：	□ 診断書 □ 障害者手帳等の写しのいずれか ＋ □ 介護（看護）状況確認書（介護・看護事由のみ必要） ※ 障害者手帳等の写しを添付の場合は，障害名・等級の内容によっては，診断書の提出を依頼する場合があります。
□ 介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	□ 介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	
□ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間　年　月　日から 年　月　日まで 就学状況　週　日　時　分から 時　分まで	□ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間　年　月　日から 年　月　日まで 就学状況　週　日　時　分から 時　分まで	□ 学生証（在学証明）等 □ 受講指示（決定）書等のいずれかの写し ＋ □ カリキュラム等の写し ※ 就学時間の分かる書類
□ 求職活動	過去の職歴 □ なし □ あり：離職日（　年　月　日） 離職した勤務先名	□ 求職活動	過去の職歴 □ なし □ あり：離職日（　年　月　日） 離職した勤務先名	
□ 災害復旧	従事期間　年　月　日から 年　月　日まで	□ 災害復旧	従事期間　年　月　日から 年　月　日まで	□ 罹災証明書等の写し

様式第７号及び様式第８号を次のように改める。

様式第７号

第　　号
年　　月　　日

様
さん

高知市長

教育・保育給付認定兼保育料変更通知書

教育・保育給付認定及び保育料については，次のとおり変更しましたので通知します。

支給認定証番号	第　　号		
児童氏名		年　月　日	
保護者氏名		年　月　日	
居住地（注１）			

教育・保育給付認定情報（注1）			変更前保育料		変更後保育料		保育料変更月	保育料変更理由
教育・保育給付認定区分	保育必要量 保育を必要とする事由	有効期間	階層	金額	階層	金額		

注
１　記載の最後に「＊」があるものは，今回変更のあった内容です。
２　記載事項に変更がある場合は，認定変更の申請又は変更の届出を行ってください。
３　支給認定証は，希望する方のみに交付しますので，必要な方は申し出てください。
４　３号認定のお子さんが満３歳になった場合において，１号認定を希望する申し出がなければ，自動的に２号認定を行います（手続の必要はありません。）。

教示
１　この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，市長に対して審査請求をすることができます。
２　この処分については，上記１の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，上記１の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。
３　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

高知市役所　こども未来部　保育幼稚園課
〒780-8571　高知市本町五丁目１番45号
ＴＥＬ088-823-4012　ＦＡＸ088-823-9273

様式第８号

（表面）

教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書（兼変更届）

高知市長　様

以下の項目に同意し，次のとおり教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の変更（届出事項の変更）を申請（届出）します。

① 教育・保育給付認定に必要な市区町村民税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧すること並びにその情報に基づき決定した保育料及び副食費の支払の免除に関する事項について，特定教育・保育施設等に対して提示すること。

② 施設等利用給付認定に必要な市区町村民税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧すること並びに，施設等利用給付認定及び施設等利用費等の支給に関する情報として必要と認められる場合に，施設・事業者に提供すること。

記入日	年　月　日

		氏　名	生　年　月　日	現　住　所	電　話　番　号	
申請者	保護者（記入者）	(フリガナ) 児童との続柄 （　　）	年　月　日	高知市	—　—	
	児童	氏　名	生　年　月　日	在園中又は第一希望の施設名	状　況	クラス年齢
		(フリガナ)	年　月　日		□ 在園中 □ 申込中	歳クラス
		(フリガナ)	年　月　日		□ 在園中 □ 申込中	歳クラス
		(フリガナ)	年　月　日		□ 在園中 □ 申込中	歳クラス

１　家庭状況の変更

変更する箇所に☑を付け，右欄に内容等を記入してください。

区　分	変　更　す　る　内　容				変更年月日
□ 住所	新住所 ※注１	〒　—			転居（予定）日 年　月　日
□ 児童氏名	旧	(フリガナ)	⇒ 新	(フリガナ)	変　更　日 年　月　日
□ 保護者氏名	旧	(フリガナ)	⇒ 新	(フリガナ)	変　更　日 年　月　日
□ 世帯員氏名 ※　増減のあった方を記入してください。	増減理由	□ 転入　□ 出生　□ 婚姻（裏面の３の項目へ必要事項を記入の上，必要書類を添付）　□祖父母と同居（別居） □ 転出　□ 死亡　□ 離婚（離婚日が分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本が必要）　□その他（　　）			
	世帯の増減	氏　名	児童との続柄	生　年　月　日	世帯構成に変更が生じた日
	□ 増 □ 減	(フリガナ)		年　月　日	年　月　日
	□ 増 □ 減	(フリガナ)		年　月　日	年　月　日
□ 認定保護者	□ 父から母へ変更　□ 母から父へ変更　□ 祖父母への変更　□ 父又は母への変更　□ 里親への変更				
□ その他					

※注１　高知市外へ転出した場合は，高知市の認定を取り消します。

２　認定区分等の変更

変更したい内容に☑を付け，右欄に内容等を記入してください。

※　認定区分等を変更したい場合は，施設長（きょうだい別園の場合は，それぞれの施設長）の確認が必要です。

変　更　前		変　更　後	変更希望時期（希望日）
□ １号認定（施設等利用給付認定なし） □ １号認定＋施設等利用給付認定 □ ２号・３号認定／保育標準時間 □ ２号・３号認定／保育短時間	⇒	□ １号認定（施設等利用給付認定なし） □ １号認定＋施設等利用給付認定　※注２ □ ２号・３号認定／保育標準時間　※注３ □ ２号・３号認定／保育短時間　※注３ □ 認定区分等に変更なし □ 認定取消	教育・保育給付認定 年　月 ※最短で高知市受理日の翌月からの変更 施設等利用給付認定 年　月　日 ※認定は希望日又は高知市受理日のいずれか遅い日以降

※注２　施設等利用給付認定を希望する場合は，裏面の３の項目へ必要事項を記入の上，必要書類を添付してください。
満３歳クラスでの施設等利用給付認定は，保育を必要とする事由がある市区町村民税非課税世帯が対象です。

※注３　父母いずれかの保育を必要とする事由が，求職活動，病気・障害，妊娠・出産（産前産後それぞれ３か月から６か月までの方）又は育児休業の場合は，保育短時間認定となります。

＜認定区分等の変更の確認＞

施設長確認欄	確認日	年　月　日	施設名		施設長名	
	確認日	年　月　日	施設名		施設長名	

（裏面）

次のいずれかの場合に該当する方は，３の項目へ必要事項を記入の上，必要書類を添付してください。
① 新たに施設等利用給付認定を受ける場合（父母共に必要）
② １号認定を現在受けている方が，２号認定に変更する場合（父母共に必要）
③ ２号認定又は３号認定を受けている方が，保育を必要とする事由を変更する場合（変更する父又は母が必要）
④ 婚姻した場合（婚姻相手のみ必要）又は認定保護者が里親となった場合（里父，里母共に必要）

３ 保育を必要とする事由の変更

変更する事由に☑を付け，右欄に内容等を記入してください。
※ 現在就労等の事由に該当する方で出産予定のある方は，「妊娠・出産」の項目にも☑を付け，内容を記入してください。
※ 就労者自身が事業所（法人）の代表者又は経営者である場合は，事業所の経営規模や業態にかかわらず「自営業中心者」となり，営業の確認ができる書類の写しが必要です。また，親族が代表者又は経営者である事業所にお勤めの場合は，「自営業協力者」となります。

事　由	父　親	事　由	母　親	必要な添付書類（父母共に必要）
□ 変更なし	（保育を必要とする事由に変更なし）	□ 変更なし	（保育を必要とする事由に変更なし）	
□ 不存在	□ 未婚（過去に婚姻歴なし） □ 離婚	□ 不存在	□ 未婚（過去に婚姻歴なし） □ 離婚	
□ 就労	勤務先： 就労状況：　年　月　日から □就職　□復職 □転職　□その他（　　） ※転職の場合…前職離職日 年　月　日	□ 就労	勤務先： 就労状況：　年　月　日から □就職　□復職 □転職　□その他（　　） ※転職の場合…前職離職日 年　月　日	□ 就労証明書 ＋ □ 自営業の証明 ※ 自営業中心者の方は，自営業の証明（営業許可証等）が必要 ※ 育休明けの方は，職場復帰予定日の記載がある就労証明書が必要
		□ 妊娠・出産	年　月　日 出産（予定） 出産後の育休取得予定：□有　□無	□ 母子健康手帳の表紙及び出産（分娩）予定日の記載ページの写し
□ 育児休業	取得期間　年　月　日から 年　月　日まで	□ 育児休業	取得期間　年　月　日から 年　月　日まで	□ 就労証明書 ※ 育児休業期間の記載があるもの
□ 病気・障害	病名・障害名：	□ 病気・障害	病名・障害名：	□ 診断書 □ 障害者手帳等の写しのいずれか ＋ □ 介護（看護）状況確認書（介護・看護事由のみ必要） ※ 障害者手帳等の写しを添付の場合は，障害名・等級の内容によっては，診断書の提出を依頼する場合があります。
□ 介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	□ 介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	
□ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間　年　月　日から 年　月　日まで 就学状況　週　日　時　分から 時　分まで	□ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間　年　月　日から 年　月　日まで 就学状況　週　日　時　分から 時　分まで	□ 学生証（在学証明）等 □ 受講指示（決定）書等のいずれかの写し ＋ □ カリキュラム等の写し ※ 就学時間の分かる書類
□ 求職活動	離職日　年　月　日 離職した勤務先名	□ 求職活動	離職日　年　月　日 離職した勤務先名	
□ 災害復旧	従事期間　年　月　日から 年　月　日まで	□ 災害復旧	従事期間　年　月　日から 年　月　日まで	□ 罹災証明書等の写し

様式第10号を次のように改める。

様式第10号

第　　号

年　　月　　日

様

さん

高知市長

教育・保育給付認定変更却下通知書

変更申請のありました施設型給付費及び地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定の変更については，次の理由で却下しましたので通知します。

児童の氏名及び生年月日	
申　　請　　日	
却　下　理　由	

教示

１　この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については，上記１の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，上記１の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

高知市役所　こども未来部　保育幼稚園課
〒780-8571　高知市本町五丁目１番45号
ＴＥＬ088-823-4012　ＦＡＸ088-823-9273

様式第11号及び様式第12号を次のように改める。

様式第11号　削除

様式第12号

第　　号

年　　月　　日

様

さん

高知市長

教育・保育給付認定取消通知書

施設型給付費及び地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定については，子ども・子育て支援法第24条第１項の規定に基づき，次のとおり認定を取り消しましたので通知します。

これにより，支給認定証は返還していただく必要がありますので，返還がお済みでない場合は，下記期日までに保育幼稚園課に返還してください。

児童の氏名及び生年月日	
認　定　者　番　号	
利　用　施　設　名	
教育・保育給付認定取消理由	
支給認定証返還期日	

教示

１　この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については，上記１の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，上記１の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

高知市役所　こども未来部　保育幼稚園課
〒780-8571　高知市本町五丁目１番45号
ＴＥＬ088-823-4012　ＦＡＸ088-823-9273

様式第14号から様式第14号の８までを次のように改める。

様式第14号

支給認定証再交付申請書

年　　月　　日

高知市長　様

保護者住所

保護者氏名

保護者生年月日

電話番号

次のとおり，施設型給付費及び地域型保育給付費等に係る支給認定証の再交付を申請します。

申請に係る小学校就学前子ども	氏名（ふりがな）	生年月日	続柄
		年　月　日生	
利用施設名			
再交付の理由 ※該当するものの番号を〇で囲んでください。	１　破損		
	２　汚損		
	３　紛失		

※　破損又は汚損した場合の申請の際には，その支給認定証を添えてください。

※　紛失による申請の場合，支給認定証の再交付を受けた後に，紛失した支給認定証が見つかったときは，速やかにその支給認定証を返還してください。

様式第14号の２

（市記入欄） 児童No.								

企業主導型保育事業利用開始報告書

高知市長　様

私は，子ども・子育て支援法第７条第10項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用を開始したので，居住地である高知市に報告します。

記入日　：　　年　　月　　日

利用開始日	年　月　日	施設名		施設所在地	□ 高知市 □ 高知市外（　　市・区・町・村）

児童名	フリガナ		生　年　月　日	クラス年齢	保護者との続柄	
	氏　名		年　月　日	歳		
現住所	〒　－ 高知市			電話番号	自　宅	－　－
					携帯　父	－　－
					母	－　－

保護者	児童との続柄	フ リ ガ ナ 氏　名	生　年　月　日	住　所 ※ 児童と別居の場合のみ記入	
	父・母 （　）		年　月　日	□ 同居 □ 別居	（住所）
	父・母 （　）		年　月　日	□ 同居 □ 別居	（住所）

様式第14号の３

（市記入欄） 児童No.								

企業主導型保育事業利用終了報告書

高知市長　様

私は，子ども・子育て支援法第７条第10項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用を終了するので，居住地である高知市に報告します。

記入日　：　　年　　月　　日

利用終了日	年　月　日	施設名		施設所在地	□ 高知市 □ 高知市外（　　市・区・町・村）

児童名	フリガナ		生　年　月　日	クラス年齢	保護者との続柄	
	氏　名		年　月　日	歳		
現住所	〒　－ 高知市			電話番号	自　宅	－　－
					携帯　父	－　－
					母	－　－

保護者	児童との続柄	フ リ ガ ナ 氏　名	生　年　月　日	住　所 ※ 児童と別居の場合のみ記入
	父・母 （　）		年　月　日	（住所） □ 同居 □ 別居
	父・母 （　）		年　月　日	（住所） □ 同居 □ 別居

様式第14号の４　削除

様式第14号の５

（表面）

（市記入欄） 児童No.								

施設等利用給付認定申請書

（私学助成・国立大学附属幼稚園，認可外保育施設等利用者用）

高知市長　様

【申請に当たっての同意事項】

1　高知市が，施設等利用給付認定の審査のために，子ども・子育て支援法第16条（第30条の３において準用する場合を含む。）により，必要な情報（地方税関係情報等）について，住民基本台帳，課税台帳その他公簿等を確認する（個人番号を用いた情報連携を含む。）ことや他の行政機関等に必要な資料の提供を求めることがあります。
2　高知市が，施設等利用給付認定の審査のために，申請児童の保護者の雇用主等の関係者に照会を行うことがあります。
3　この申請書に記載されている事項の中で，教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者に提供することがあります。
4　子育てのための施設等利用給付は，給付認定保護者に代わり，利用する施設・事業者が受領することがあります。
5　新年度４月認定開始の場合は，認定事務が集中し審査等に日時を要するため，申請日にかかわらず，最長で認定開始の前日まで審査結果の通知を延期する場合があります。
6　申請内容に虚偽（提出書類の偽造，改ざん等を含む。）があった場合は，施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
7　認定希望日現在で，子ども・子育て支援法第７条第10項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は，本認定の申請はできません。

以上のことに同意し，次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

記入日　：　　年　　月　　日　　保護者氏名　父：

母：

申請児童	フリガナ 氏　名 個人番号		性別	男・女	生年月日	年　月　日	年 ４月１日 時点の年齢	歳		
現住所	〒　－				電話番号	自　宅	－　－			
						携帯	父	－　－		
							母	－　－		
高知市外の場合 転入（予定）先住所及び時期	〒　－ 高知市 転入時期　：　年　月　日頃予定									

１　施設利用（予定）状況

①　幼稚園・特別支援学校幼稚部を利用している（予定を含む。）方

施設名		認定希望日 ※注１	年　月　日	預かり保育事業利用の有無	□ 利用する □ 利用しない

※注１　申請日（高知市が申請書等を受理した日）より前の日に遡って認定を受けることはできません。

②　認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業を利用している（予定を含む。）方

施設名		認定希望日 ※注１	年　月　日	サービスの種類	□ 認可外　□ 一時預かり □ 病児保育　□ 子育て援助活動
施設名		認定希望日 ※注１	年　月　日	サービスの種類	□ 認可外　□ 一時預かり □ 病児保育　□ 子育て援助活動

※注１　申請日（高知市が申請書等を受理した日）より前の日に遡って認定を受けることはできません。

２　申請する認定区分

認定区分

□ １号　：認定希望日現在で，満３歳に達している児童（次の２号・３号に該当しない児童）
□ ２号　：認定希望日時点で，３歳～５歳児クラスで，保育を必要とする事由（就労等）がある児童
□ ３号　：認定希望日時点で，０歳～２歳・満３歳児クラスで，保育を必要とする事由（就労等）がある市区町村民税非課税世帯の児童

※　３号に該当する場合は，次の欄に必要事項を記入してください。

年 １月１日 時点の住所	□ 高知市内在住 □ 高知市外 住　所：都・道・府・県　市・区・町・村 該当者：（保護者）　父・母・その他（　）※注２	年 １月１日 時点の住所	□ 高知市内在住 □ 高知市外 住　所：都・道・府・県　市・区・町・村 該当者：（保護者）　父・母・その他（　）※注２
※　年度 ４月～８月 認定希望時 に記入		※　年度 ９月～３月 認定希望時 に記入	

※注２　保護者の一方のみが市外住民であった場合も，該当の方についての記載が必要です。

（裏面）

３　家庭状況　※　申請児童を除く全ての同居（※注３）している家族について記入してください。

児童との続柄	フリガナ 氏名	生年月日	勤務先・学校・保育施設名等	個人番号　（12桁） ※注４
父		年　月　日		
母		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		

※注３　住民登録上の世帯にかかわらず，同一住所に居住している場合は，同居となります。
※注４　個人番号欄は，表面１項①又は②の認定区分が『３号』に該当する場合に，父母及び生計の中心者のみ記入してください。

次の４又は５の項目に該当する方は，必要事項を記入の上，必要書類を添付してください。

４　児童の父母の両方又はいずれかが不存在の場合

該当するものに☑を付け，内容を記入してください。	必要な添付書類（写し可）　※　提出済みの場合は，省略可
理由 ☐ 未婚（過去に婚姻歴がない場合）	未婚であることが分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本
理由 ☐ 離婚　年　月	離婚日が分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本
理由 ☐ 死亡　年　月	配偶者の死亡日が分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本
理由 ☐ 離婚調停中	調停中であることが分かる書類の写し
理由 ☐ 離婚前提の別居	
理由 ☐ ＤＶ避難	保護命令等の写し
理由 ☐ その他（　）	

※　既に提出済みの場合は，提出先を記入してください。
【 提出先 】
☐ 保育幼稚園課
☐ 子育て給付課　（児童扶養手当関係）
☐ その他　＿＿＿＿＿＿課

５　生活保護の受給

☐ 受給している　【　年　月 から受給中　担当ケースワーカー　（　）】

表面の２の項目の認定区分が『２号』又は『３号』に該当する方は，次の項目へ必要事項を記入の上，必要書類を添付してください。

６　保育を必要とする事由

該当する事由に☑を付け，右欄に内容等を記入してください。
※　現在就労等の事由に該当する方で出産予定のある方は，「妊娠・出産」の項目にも☑を付け，内容を記入してください。
※　就労者自身が事業所（法人）の代表者又は経営者である場合は，事業所の経営規模や業態にかかわらず「自営業中心者」となり，営業の確認ができる書類の写しが必要です。また，親族が代表者又は経営者である事業所にお勤めの場合は，「自営業協力者」となります。

事由	父親	事由	母親	必要な添付書類（父母共に必要）
☐ 就労	☐ 居宅外就労 ・ 自営業協力者 ☐ 自営業中心者・内職	☐ 就労	☐ 居宅外就労 ・ 自営業協力者 ☐ 自営業中心者・内職	☐ 就労証明書 ☐ 就労証明書 ☐ 自営業の証明（営業許可証等）
		☐ 妊娠・出産	年　月　日出産（予定） 出産後の育休取得予定：☐有　☐無	☐ 母子健康手帳の表紙及び出産（分娩）予定日の記載ページの写し
☐ 病気・障害	病名・障害名：	☐ 病気・障害	病名・障害名：	☐ 診断書 ☐ 障害者手帳等の写し のいずれか ＋ ☐ 介護（看護）状況確認書（介護・看護事由のみ必要） ※　障害者手帳等の写しを添付の場合は，障害名・等級の内容によっては，診断書の提出を依頼する場合があります。
☐ 介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	☐ 介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	
☐ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間　年　月　日から　年　月　日まで 就学状況　週　日　時　分から　時　分まで	☐ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間　年　月　日から　年　月　日まで 就学状況　週　日　時　分から　時　分まで	☐ 学生証（在学証明）等 ☐ 受講指示（決定）書等 のいずれかの写し ＋ ☐ カリキュラム等の写し ※　就学時間の分かる書類
☐ 求職活動	過去の職歴 ☐ あり：勤務先名（　） ☐ なし	☐ 求職活動	過去の職歴 ☐ あり：勤務先名（　） ☐ なし	☐ 求職活動申立書
☐ 災害復旧	従事期間　年　月　日から　年　月　日まで	☐ 災害復旧	従事期間　年　月　日から　年　月　日まで	☐ 罹災証明書等の写し

様式第14号の６

第　　号
年　　月　　日

様
さん

高知市長

施設等利用給付認定通知書

申請のありました施設等利用給付認定について，次のとおり決定しましたので通知します。

認定番号	第　　号
児童の氏名及び生年月日	年　　月　　日生
保護者の氏名及び生年月日	年　　月　　日生
居住地	
認定区分	
決定年月日	年　　月　　日
保育を必要とする事由	
有効期間	年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで

教示

１　この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については，上記１の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，上記１の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

高知市役所　こども未来部　保育幼稚園課
〒780-8571　高知市本町五丁目１番45号
ＴＥＬ088-823-4012　ＦＡＸ088-823-9273

様式第14号の７

第　　号
年　　月　　日

様
さん

高知市長

施設等利用給付認定却下通知書

申請のありました施設等利用給付認定については，次の理由で却下しましたので通知します。

児童の氏名及び生年月日	年　　月　　日生
申請日	
却下理由	

教示

１　この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については，上記１の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，上記１の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

高知市役所　こども未来部　保育幼稚園課
〒780-8571　高知市本町五丁目１番45号
ＴＥＬ088-823-4012　ＦＡＸ088-823-9273

様式第14号の８

（表面）

（市記入欄）児童No.								

施設等利用給付認定に係る現況届

（私学助成・国立大学附属幼稚園，認可外保育施設等利用者用）

高知市長　様

以下の項目に同意の上，施設等利用給付認定に係る現況について届け出ます。

① 高知市が，施設等利用給付認定に係る現況の確認等のために，市区町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報等の必要な情報について，住民基本台帳，課税台帳その他公簿等を確認（個人番号を用いた情報連携を含む。）すること及び他の行政機関等に必要な資料の提供を求めること。

② 教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者に提供すること。

③ 子育てのための施設等利用給付は，給付認定保護者に代わって利用する施設・事業者が受領することがあること。

④ 届出内容に変更があった場合は，直ちに認定変更の申請又は変更の届出を行うこと。

⑤ 届出内容に虚偽（提出書類の偽造，改ざん等を含む。）があった場合又は保育の必要性が認められない場合は，認定を取り消す場合があること。

記入日 ：　　年　　月　　日　　保護者氏名　父：

母：

児童	フリガナ 氏名		生年月日	クラス年齢
			年　月　日	歳クラス
現住所	〒　－ 高知市	電話番号	自宅	－　－
			携帯 父	－　－
			携帯 母	－　－

１　施設利用状況

① 幼稚園・特別支援学校幼稚部を利用している方

施設名		預かり保育事業利用の有無	□ 利用している □ 利用していない

② 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業を利用している方

施設名		サービスの種類	□ 認可外　□ 一時預かり □ 病児保育　□ 子育て援助活動
施設名		サービスの種類	□ 認可外　□ 一時預かり □ 病児保育　□ 子育て援助活動

２　認定区分

認定区分	
	□ １号 ： 満３歳に達している児童（次の２号・３号に該当しない児童） □ ２号 ： ３歳～５歳児クラスで，保育を必要とする事由（就労等）がある児童 □ ３号 ： ０歳～２歳・満３歳児クラスで，保育を必要とする事由（就労等）がある市区町村民税非課税世帯の児童
	※　３号に該当する場合は，次の欄に必要事項を記入してください。
年１月１日時点の住所	□ 高知市内在住 □ 高知市外　住所 ： 都・道・府・県　市・区・町・村 該当者 ： 父 ・ 母 ・ その他（　）※注１ （保護者）

※注１　保護者の一方のみが市外住民であった場合も，該当の方についての記載が必要です。

３　家庭状況

※　同居（※注２）・別居にかかわらず，本児を除く全ての家族について記入してください。

児童との続柄	フリガナ 氏名	生年月日	勤務先・学校・保育施設名等
父		年　月　日	
母		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	

※注２　住民登録上の世帯にかかわらず，同一住所に居住している場合は，同居となります。

（裏面）

次の４又は５の項目に該当する方は，必要事項を記入の上，必要書類を添付してください。

４　児童の父母の両方又はいずれかが不存在の場合

	該当するものに☑を付け，記入してください。	必要な添付書類（写し可）　※　提出済みの場合は，省略可	
理由	□ 未婚（過去に婚姻歴がない場合）	未婚であることが分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本	※　既に提出済みの場合は，提出先を記入してください。
	□ 離婚　　年　　月	離婚日が分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本	
	□ 死亡　　年　　月	配偶者の死亡日が分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本	
	□ 離婚調停中	調停中であることが分かる書類の写し	提出先：
	□ 離婚前提の別居		□　保育幼稚園課
	□ ＤＶ避難	保護命令等の写し	□　子育て給付課（児童扶養手当関係）
	□ その他（　　）		□　その他　　課

５　生活保護の受給

□ 受給している　【　　年　　月 から受給中　，　担当ケースワーカー（　　）】

表面の２の項目の認定区分が『２号』又は『３号』に該当する方は，次の項目へ必要事項を記入の上，必要書類を添付してください。

６　保育を必要とする事由

該当する事由に☑を付け，右欄に内容等を記入してください。
※　現在就労等の事由に該当する方で出産予定のある方は，「妊娠・出産」の項目にも☑を付け，内容を記入してください。
※　就労者自身が事業所（法人）の代表者又は経営者である場合は，事業所の経営規模や業態にかかわらず「自営業中心者」となり，営業の確認ができる書類の写しが必要です。また，親族が代表者又は経営者である事業所にお勤めの場合は，「自営業協力者」となります。

事由	父　親	事由	母　親	必要な添付書類（父母共に必要）
□ 就労	□ 居宅外就労 ・ 自営業協力者 □ 自営業中心者・内職	□ 就労	□ 居宅外就労 ・ 自営業協力者 □ 自営業中心者・内職	□　就労証明書 □　就労証明書 □　自営業の証明（営業許可証等）
□ 育児休業	取得期間　　年　月　日から 　　年　月　日まで	□ 育児休業	取得期間　　年　月　日から 　　年　月　日まで	□　就労証明書 ※　育児休業期間の記載があるもの
		□ 妊娠・出産	年　月　日出産（予定） 出産後の育休取得予定：□有　□無	□　母子健康手帳の表紙及び出産（分娩）予定日の記載ページの写し
□ 病気・障害	病名・障害名：	□ 病気・障害	病名・障害名：	□ 診断書 □ 障害者手帳等の写し のいずれか ＋ □ 介護（看護）状況確認書 （介護・看護事由のみ必要） ※　障害者手帳等の写しを添付の場合は，障害名・等級の内容によっては，診断書の提出を依頼する場合があります。
□ 介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	□ 介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	
□ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間　　年　月　日から 　　年　月　日まで 就学状況　週　日　時　分から 　　時　分まで	□ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間　　年　月　日から 　　年　月　日まで 就学状況　週　日　時　分から 　　時　分まで	□　学生証（在学証明）等 □　受講指示（決定）書等 のいずれかの写し ＋ □　カリキュラム等の写し ※　就学時間の分かる書類
□ 求職活動	過去の職歴 □ なし □ あり：離職日（　年　月　日） 離職した勤務先名	□ 求職活動	過去の職歴 □ なし □ あり：離職日（　年　月　日） 離職した勤務先名	
□ 災害復旧	従事期間　　年　月　日から 　　年　月　日まで	□ 災害復旧	従事期間　　年　月　日から 　　年　月　日まで	□　罹災証明書等の写し

様式第14号の８の次に次の１様式を加える。

様式第14号の８の２

（表面）

施設等利用給付認定変更申請書（兼変更届）

高知市長　様

以下の項目に同意し，次のとおり施設等利用給付認定の変更（届出事項の変更）を申請（届出）します。

施設等利用給付認定に必要な市区町村民税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧すること並びに施設等利用給付認定及び施設等利用費等の支給に関する情報として必要と認められる場合に，施設・事業者に提供すること。

記入日　　年　　月　　日

		氏　名	生　年　月　日	現　住　所	電　話　番　号	
申請者	保護者（記入者）	(フリガナ) 児童との続柄 （　　）	年　月　日	高知市	―　　―	
	児童	氏　名	生　年　月　日	利用中の施設名（予定を含む）	状　況	クラス年齢
		(フリガナ)	年　月　日		□ 在園中 □ 申込中	歳クラス
		(フリガナ)	年　月　日		□ 在園中 □ 申込中	歳クラス
		(フリガナ)	年　月　日		□ 在園中 □ 申込中	歳クラス

１　家庭状況の変更

変更する箇所に☑を付け，右欄に内容等を記入してください。

区　分	変　更　す　る　内　容				変更年月日
□ 住所	新住所 ※注１	〒　　―			転居（予定）日 年　月　日
□ 児童氏名	旧	(フリガナ) ⇒	新	(フリガナ)	変　更　日 年　月　日
□ 保護者氏名	旧	(フリガナ) ⇒	新	(フリガナ)	変　更　日 年　月　日
□ 世帯員氏名 ※　増減のあった方を記入してください。	増減理由	□ 転入　□ 出生　□ 婚姻（裏面の３の項目へ必要事項を記入の上，必要書類を添付）　□祖父母と同居（別居） □ 転出　□ 死亡　□ 離婚（離婚日が分かる戸籍謄本又は母（父）の抄本が必要）　□その他（　　）			
	世帯の増減	氏　名	児童との続柄	生　年　月　日	世帯構成に変更が生じた日
	□ 増 □ 減	(フリガナ)		年　月　日	年　月　日
	□ 増 □ 減	(フリガナ)		年　月　日	年　月　日
□ 認定保護者	□ 父から母へ変更　□ 母から父へ変更　□ 祖父母への変更　□ 父又は母への変更　□ 里親への変更				
□ その他					

※注１　高知市外へ転出した場合は，高知市の認定を取り消します。転出後の教育・保育施設等の利用に関しては，裏面をご確認ください。

２　認定区分等の変更

変更したい内容に☑を付け，右欄に内容等を記入してください。

※　認定区分等を変更したい場合は，施設長（きょうだい別園の場合は，それぞれの施設長）の確認が必要です。

変　更　前		変　更　後	変更希望日
□ １号認定 □ ２号認定 □ ３号認定	⇒	□ １号認定（満３歳に達している児童（次の２号・３号に該当しない児童）） □ ２号認定（３歳～５歳児クラスで，保育を必要とする事由がある児童） □ ３号認定（０歳～２歳・満３歳児クラスで，保育を必要とする事由がある市区町村民税非課税世帯の児童） □ 認定変更なし □ 認定取消	年　月　日 ※認定は希望日又は高知市受理日のいずれか遅い日以降

＜認定区分等の変更の確認＞

施設長確認欄	確認日	年　月　日	施設名	施設長名	
	確認日	年　月　日	施設名	施設長名	

（裏面）

次のいずれかの場合に該当する方は，３の項目へ必要事項を記入の上，必要書類を添付してください。
① １号認定を現在受けている方が，２号認定又は３号認定に変更する場合（父母共に必要）
② ２号認定又は３号認定を受けている方が，保育を必要とする事由を変更する場合（変更する父又は母が必要）
③ 婚姻した場合（婚姻相手のみ必要）又は認定保護者が里親となった場合（里父，里母共に必要）

３ 保育を必要とする事由の変更

変更する事由に☑を付け，右欄に内容等を記入してください。
※ 現在就労等の事由に該当する方で出産予定のある方は，「妊娠・出産」の項目にも☑を付け，内容を記入してください。
※ 就労者自身が事業所（法人）の代表者又は経営者である場合は，事業所の経営規模や業態にかかわらず「自営業中心者」となり，営業の確認ができる書類の写しが必要です。また，親族が代表者又は経営者である事業所にお勤めの場合は，「自営業協力者」となります。

事　由	父　親	事　由	母　親	必要な添付書類（父母共に必要）
□ 変更なし	（保育を必要とする事由に変更なし）	□ 変更なし	（保育を必要とする事由に変更なし）	
□ 不存在	□ 未婚（過去に婚姻歴なし） □ 離婚	□ 不存在	□ 未婚（過去に婚姻歴なし） □ 離婚	
□ 就労	勤務先： 就労状況：　年　月　日から □就職　□復職 □転職　□その他（　　） ※転職の場合…前職離職日 年　月　日	□ 就労	勤務先： 就労状況：　年　月　日から □就職　□復職 □転職　□その他（　　） ※転職の場合…前職離職日 年　月　日	□ 就労証明書 ＋ □ 自営業の証明 ※ 自営業中心者の方は，自営業の証明（営業許可証等）が必要 ※ 育休明けの方は，職場復帰予定日の記載がある就労証明書が必要
		□ 妊娠・出産	年　月　日 出産（予定） 出産後の育休取得予定：□有　□無	□ 母子健康手帳の表紙及び出産（分娩）予定日の記載ページの写し
□ 育児休業	取得期間　年　月　日から 年　月　日まで	□ 育児休業	取得期間　年　月　日から 年　月　日まで	□ 就労証明書 ※ 育児休業期間の記載があるもの
□ 病気・障害	病名・障害名：	□ 病気・障害	病名・障害名：	□ 診断書 □ 障害者手帳等の写し のいずれか ＋ □ 介護（看護）状況確認書（介護・看護事由のみ必要） ※ 障害者手帳等の写しを添付の場合は，障害名・等級の内容によっては，診断書の提出を依頼する場合があります。
□ 介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	□ 介護・看護	介（看）護対象者名： 病名・障害名：	
□ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間　年　月　日から 年　月　日まで 就学状況　週　日　時　分から 時　分まで	□ 就学・職業訓練	学校名： 在学期間　年　月　日から 年　月　日まで 就学状況　週　日　時　分から 時　分まで	□ 学生証（在学証明）等 □ 受講指示（決定）書等 のいずれかの写し ＋ □ カリキュラム等の写し ※ 就学時間の分かる書類
□ 求職活動	離職日　年　月　日 離職した勤務先名	□ 求職活動	離職日　年　月　日 離職した勤務先名	
□ 災害復旧	従事期間　年　月　日から 年　月　日まで	□ 災害復旧	従事期間　年　月　日から 年　月　日まで	□ 罹災証明書等の写し

様式第14号の10を次のように改める。

様式第14号の10

第　　号
年　月　日

様

さん

高知市長

施設等利用給付認定取消通知書

施設等利用給付認定については，子ども・子育て支援法第30条の９第１項の規定に基づき，次のとおり認定を取り消しましたので通知します。

認定子ども	認定番号	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
取消年月日		
取消理由		

教示

１　この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については，上記１の審査請求のほか，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます。なお，上記１の審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし，上記の期間が経過する前に，この処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は，審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお，正当な理由があるときは，上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には，その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

高知市役所　こども未来部　保育幼稚園課
〒780-8571　高知市本町五丁目１番45号
ＴＥＬ088-823-4012　ＦＡＸ088-823-9273

様式第14号の11中「印」を削り，「10円未満の端数を生じたときは」を「小数点以下」に，「10円未満の端数を生じた場合は」を「小数点以下」に，「平日開所日数」を「平日日数」に改める。

様式第14号の12を次のように改める。

様式第14号の12

請求日　　年　月　日

高知市長　様

施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園の預かり保育事業の施設等利用費

【　　年　月～　　年　月分請求用】

私は，子ども・子育て支援法第30条の11第１項の規定に基づき，施設等利用費の給付について，下記のとおり請求しますので，指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお，施設等利用費の審査に当たり，次の事項に同意します。

1　申請者及び認定子どもが，高知市内に居住していることを高知市が住民基本台帳で確認すること。
2　実際に利用していることを高知市が対象施設に確認すること。
3　利用料の支払い状況を高知市が対象施設に確認すること。
4　課税状況を高知市が確認すること。
5　請求内容に虚偽があったときは，高知市が施設等利用給付認定を取り消す場合があること及び施設等利用費の給付額の一部又は全部を高知市に返還しなければならない場合があること。

家庭状況，保育を必要とする事由等に変更があった場合は，必ず高知市保育幼稚園課まで届け出てください。
【例】・住所を変更した，婚姻又は離婚した等
・就職が決まった，退職した，出産した（又は予定がある）等

１　施設等利用給付認定保護者（請求者）※１

フリガナ		認定子どもとの続柄	生年月日　年　月　日
氏　名			現住所　電話：

※１　振込先の口座名義人と同一にしてください。

２　認定子ども（認定子どもごとに申請してください。）

施設等利用給付認定区分　□ ２号 □ ３号	認定番号
生年月日　年　月　日	フリガナ
請求期間における居住状況 □ 現住所と同じ又は高知市内の別住所 □ 転入した　□ 転出した	氏　名
上記で転入又は転出に該当した場合は，転入・転出日を記入	年　月　日

３　在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ	所在地　〒
施設名称	（市外の場合のみ記入）　電話：
請求期間における在籍状況	□ 期間中在籍　□ 途中入園した　□ 途中退園した
上記で，途中入園又は途中退園に該当した場合は，その年月日を記入	年　月　日

４　償還払いの振込先

□ 前回請求時と同じ振込先（金融機関名等の記入は，不要です。）
□ 初回請求又は振込先変更（金融機関名等を記入してください。）　※２　※３

金融機関名		預金種目	□ 普通　□ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義（カタカナ）	

※２　振込先を確認できる通帳等の写しを提出してください（初回請求時及び振込先変更時のみ）。

※３　口座名義人は，認定保護者（請求者）と同一にしてください。異なる場合は，口座振替申出書（委任状）の提出が必要です。

＜裏面も記入してください。＞

５　在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は，記入　※４

※　①～④に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は，余白等に記載してください。

①	フリガナ 施設・事業名		所在地	〒 電話：
②	フリガナ 施設・事業名		所在地	〒 電話：
③	フリガナ 施設・事業名		所在地	〒 電話：
④	フリガナ 施設・事業名		所在地	〒 電話：

※４　「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは，在籍園の預かり保育事業について，教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が８時間未満又は年間（平日，長期休業中及び休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

６　在籍園の預かり保育事業及び認可外保育施設等の利用（※５参照）における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※５ ※６	c+d	請求額 ※７ （「c+d」又は月額上限額の小さい方を記入）
	施設に支払った金額(a)※６	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の小さい方を記入(c)			
年　月	円	日	円	円	円	円	円
年　月	円	日	円	円	円	円	円
年　月	円	日	円	円	円	円	円
年　月	円	日	円	円	円	円	円
年　月	円	日	円	円	円	円	円
年　月	円	日	円	円	円	円	円
合計（請求額）							円

※５　「認可外保育施設等に支払った金額」は，預かり保育事業について，教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が８時間未満又は年間（平日，長期休業中及び休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※６　上記の「施設に支払った金額」の記載欄と，支払額を証明する添付書類は，次のとおりです。
○　高知大学教育学部附属幼稚園及び高知幼稚園：「施設に支払った金額(a)」に記載し，「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書C」を添付してください。
○　幼稚園（高知大学教育学部附属幼稚園及び高知幼稚園を除く。）・認定こども園：「施設に支払った額(a)」に記載し，「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書D」を添付してください。

※７　月額上限額は，施設等利用給付認定２号の場合は11,300円，同３号の場合は16,300円となります。「ｃ+ｄ」がこれを超える場合は，それぞれの月額上限額を記入してください。

---市町村記入欄----------

宛名コード			備　考　欄
認定区分	認定期間		
□１号	．．～．．		
□２号	．．～．．		
□３号	．．～．．		

審査	入力

様式第14号の13中「印」を削り，「10円未満の端数を生じた場合は，切捨て」を「小数点以下切捨て」に改める。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号

特定教育・保育施設確認申請書

年　　月　　日

高知市長　　様

所 在 地

申 請 者　　名　　称

代表者氏名

子ども・子育て支援法に規定する教育・保育施設に係る確認を受けたいので，次のとおり関係書類を添えて申請します。

<table>
<tr><td rowspan="10">申請者</td><td>フ リ ガ ナ
法 人 等 名 称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>主たる事務所の
所在地・連絡先</td><td colspan="4">（郵便番号　　―　　）
都道府県　　郡市区
（ビルの名称等）
電話番号　　FAX
E-mail</td></tr>
<tr><td>法人等の種別</td><td colspan="2"></td><td>法人所轄庁</td><td></td></tr>
<tr><td>代表者の
職名・氏名</td><td>職名</td><td></td><td>フリガナ
氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td>代表者生年月日</td><td colspan="2">年　月　日（満　歳）</td><td>代表者就任年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>代 表 者 の
住所・連絡先</td><td colspan="4">（郵便番号　　―　　）
都道府県　　郡市区
（ビルの名称等）
電話番号　　FAX</td></tr>
<tr><td>事業者番号　＊</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業開始（予定）年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="7">教育・保育施設の区分</td><td colspan="2">区　分</td><td>添付様式</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　認定こども園　（幼保連携型）</td><td>付表1</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　認定こども園　（幼稚園型）</td><td>付表2</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　認定こども園　（保育所型）</td><td>付表3</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　認定こども園　（地方裁量型）</td><td>付表4</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　幼稚園　（上記を除く。）</td><td>付表5</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　保育所　（上記を除く。）</td><td>付表6</td></tr>
</table>

＊　既に特定教育・保育施設等を設置しており，事業者番号が付番されている場合に記入してください。

様式第16号から様式第25号までの規定中「印」を削る。

附　則

（施行期日等）

１　この規則は，公布の日から施行し，この規則による改正後の高知市子ども・子育て支援法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第６条第４項及び第５項並びに別表第１の規定は，令和３年10月１日から適用する。ただし，改正後の規則別表第１備考第８項の規定は，令和３年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正後の規則別表第１備考第８項の規定は，令和３年度以後の年度分の保育料について適用し，令和２年度分までの保育料については，なお従前の例による。

３　改正後の規則第６条第４項及び第５項並びに別表第１（備考第８項を除く。）の規定は，令和３年10月分以後の保育料について適用し，同年９月分までの保育料については，なお従前の例による。

４　この規則による改正前の高知市子ども・子育て支援法施行細則の規定による様式は，改正後の規則の規定による様式にかかわらず，当分の間，なお修正して使用することができる。

高知市営自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年５月24日

高知市長　岡　﨑　誠　也

高知市規則第８４号

高知市営自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則

高知市営自転車競走キャッシュレス投票実施規則（平成26年規則第72号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５条」を「第６条」に，「利用者（第６条ー第13条）」を「加入者（第７条ー第16条）」に，「第14条ー第29条」を「第17条ー第34条」に，「第30条ー第33条」を「第35条ー第39条」に改める。

第１条中「キャッシュレス投票端末機」の次に「又はスマートフォン等」を加え，「電子マネー」を「前払式支払手段」に改める。

第３条第１号中「キャッシュレス投票を利用することができる者」を「第７条第１項に規定するキャッシュレス投票契約を締結した者」に，「利用者」を「加入者」に，「をいう」を「をいう。」に改め，同条第２号を次のように改める。

⑵　前払式支払手段　証票，電子機器その他の物（以下「証票等」という。）に記載され，又は電磁的方法により記録される金額に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号，記号その他の符号（以下「番号等」という。）であって，キャッシュレス投票の実施において市がその使用を認めたものをいう。

第３条第３号中「利用者」を「加入者」に改め，同条第４号を次のように改める。

⑷　スマートフォン等　高度情報通信ネットワークを利用できる電子計算機その他の端末機器をいう。

「第２章　利用者」を「第２章　加入者」に改める。

第６条を削り，第１章中第５条を第６条とする。

第４条中「高知市設競輪場及びその場外車券売場（以下「競輪場等」という。）」を「競輪場等」に改め，同条を第５条とし，第３条の次に次の１条を加える。

（キャッシュレス投票の方式）

第４条　キャッシュレス投票は，高知市競輪場及びその場外車券売場（以下「競輪場等」という。）に設置されたキャッシュレス投票端末機及び電子カードを使用し，若しくはスマートフォン等を使用して，市又は第６条の規定による委託を受けた者の管理する自動公衆送信装置（以下「キャッシュレス投票サーバ」という。）に車券の購入内容を入力し，前払式支払手段の番号等を通知して使用することによって精算する方式によるもの

とする。

第７条を次のように改める。

（キャッシュレス投票契約等）

第７条　キャッシュレス投票を利用しようとする者（以下「加入希望者」という。）は，市が別に定める利用規約に従うことを承諾し，キャッシュレス投票端末機を使用して購入予定金額を直接入金することで番号等を記録し，精算することについて市とキャッシュレスによる勝者投票に関する契約（以下「キャッシュレス投票契約」という。）を締結しなければならない。

２　加入希望者は，キャッシュレス投票契約を締結しようとするときは，所定の加入申込書に住所，氏名，生年月日，電話番号その他必要と認める事項を記載し，住民票の写しその他の当該加入希望者の住所，氏名及び生年月日を確認することができる資料を添えて市に提出しなければならない。

３　市は，キャッシュレス投票の円滑な実施に資するため，電子カードを作成し，キャッシュレス投票契約を締結した際に加入者に対して貸与するものとする。

第８条の見出し中「利用者」を「加入者」に改め，同条中「利用者」を「加入者」に改め，同条第４号中「第６条」を「第７条第１項」に改める。

第９条の見出し中「利用者番号」を「加入者番号」に改め，同条第１項を次のように改める。

キャッシュレス投票契約の締結の際，市は当該加入者の加入者番号を決定し，当該加入者に通知するものとし，当該加入者は自己の暗証番号及びパスワード（パスワードを定めた加入者に限る。）を決定し，市に通知するものとする。

第９条第２項中「電子カードを貸与した利用者がその」を「加入者が前項に規定する自己の」に改め，「暗証番号」の次に「又はパスワード」を加える。

第10条の見出しを「（解約）」に改め，同条第１項各号列記以外の部分中「利用者」を「加入者」に，「キャッシュレス投票の利用」を「キャッシュレス投票契約」に，「解除」を「解約」に改め，同項第１号中「第７条第１項の利用申込書の記載内容」を「第７条第２項の加入申込書又は添付書類に記載された事項」に改め，同項第３号を削り，同項第４号中「その他市」を「前２号に掲げるもののほか，市」に，「利用者」を「加入者」に改め，同号を同項第３号とし，同条第２項中「キャッシュレス投票の利用を解除」を「キャッシュレス投票契約を解約」に，「利用者」を「者」に改める。

第11条の見出しを「（加入者台帳）」に改め，同条中「各利用者」を「各加入者」に，「市が必要と認める」を「次に掲げる」に，「利用者台帳」を「加入者台帳」に改め，同条に次の各号を加える。

⑴　氏名，性別及び生年月日

⑵　住所

⑶　勤務先

⑷　自宅及び勤務先の電話番号

⑸　加入者番号

⑹　パスワード（パスワードを定めた加入者に限る。）

⑺　暗証番号

⑻　キャッシュレス投票の利用開始年月日

第12条第１項中「利用者」を「加入者」に，「第７条第１項」を「第７条第２項」に，「利用申込書」を「加入申込書」に改め，「速やかに」の次に「その旨を」を加え，同条第２項中「利用者台帳」を「加入者台帳」に改める。

第13条の見出しを「（加入者投票履歴）」に改め，同条中「各利用者」を「各加入者」に改め，同条第１号を次のように改める。

⑴　加入者番号

第33条を第39条とする。

第32条の見出しを「（投票履歴の保存）」に改め，同条中「利用者に係るキャッシュレス投票のすべての内容

を記録するものとし，その記録は，当該キャッシュレス投票のあった」を「第13条第２号及び第３号に係る履歴を当該履歴に係る競輪が実施された」に改め，同条ただし書中「記録」を「投票履歴」に改め，同条を第37条とし，同条の次に次の１条を加える。

（個人情報の保護）

第38条　市は，加入者の情報であって個人に関するものについて，高知市個人情報保護条例（平成18年条例第37号）の規定によるほか，同条例における個人に関する情報の保護の措置に準じて，個人に関する情報の安全確保その他の必要な措置を講じなければならない。

第31条中「利用者」を「加入者」に，「電子投票に関し，当該電子投票」を「キャッシュレス購入に関し，当該購入」に改め，同条を第36条とする。

第30条中「利用者」を「加入者」に，「第24条」を「第29条」に改め，同条を第35条とする。

第29条を削る。

第28条第１項中「第24条」を「第29条」に，「電子マネー」を「番号等」に改め，同条第２項中「第１項」を「前項」に，「電子マネー」を「番号等」に改め，第３章中同条を第33条とし，同条の次に次の１条を加える。

（払戻金又は返還金の番号等の記録又は精算）

第34条　第29条の規定により市が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金は，１円当たり１単位の番号等として換算してキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。

２　第29条の規定により市が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金の精算については，次のとおりとする。

⑴　加入者は，キャッシュレス投票端末機で電子カードの暗証番号を入力して精算指示を行い，番号等の額を現金で精算するものとする。

⑵　前号の場合において，当該加入者がその資格を喪失しているときは，市が別に定める方法により精算するものとする。

⑶　市は，加入者がキャッシュレス投票端末機で精算指示を行った際にキャッシュレス投票サーバに記録された番号等に相当する金額を精算するものとする。

第27条第１項中「設定されている電子マネーの額から当該車券の購入額に相当する額を差し引くことにより行う」を「加入者が市の預金口座に入金した購入予定金額であって，キャッシュレス投票実施日にキャッシュレス投票サーバに記録された番号等に相当する額から収納することにより行う」に改め，同条第２項を削り，同条を第32条とする。

第26条中「車券の購入」を「キャッシュレス購入」に改め，同条を第31条とする。

第25条中「車券の購入」を「キャッシュレス購入」に，「利用者が自ら行わなければならない」を「加入者が自ら行うものとし，これを他人に行わせ，又は他人の委託を受けて行ってはならない」に改め，同条を第30条とする。

第24条中「利用者」を「加入者」に改め，同条を第29条とする。

第23条の見出し中「変更」の次に「の制限」を加え，同条中「車券を発売した」を「投票の成立」に，「利用者」を「加入者」に，「車券の購入」を「キャッシュレス購入」に，「購入に」を「当該購入に」に改め，同条を第28条とする。

第22条の見出し中「電子マネー」を「番号等の」に改め，同条中「利用者」を「加入者」に，「電子マネー」を「番号等」に改め，同条を第27条とする。

第21条中「における勝者投票」を削り，「の投票画面」を「又はスマートフォン等での投票」に，「，利用者の意思で購入する車券の内容を確認した旨を通知し，キャッシュレス投票端末機において当該利用者の購入申込みを承諾した旨を表示したときに成立する」を「表示される確認画面で加入者の意思が確認され，かつ，所定の条件を満たした投票がキャッシュレス投票サーバに記録されたときに成立するものとする」に改め，同条を第26条とする。

第20条中「車券の購入」を「キャッシュレス購入」に，「利用者」を「加入者」に改め，同条を第25条とする。

第19条を削る。

第18条の見出し中「電子マネー」を「番号等」に改め，同条中「電子マネー」を「番号等」に，「利用者」を「加入者」に，「資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）の改正等によりこれを」を「市が前払式支払手段の内容を」に改め，同条を第22条とし，同条の次に次の２条を加える。

（購入限度額）

第23条　加入者のキャッシュレス購入の限度額は，次のとおりとする。ただし，１日当たり999万円を超えて車券を購入することはできない。

⑴　キャッシュレス投票を実施する日（以下「キャッシュレス投票実施日」という。）における第１回目のキャッシュレス購入に係る購入限度額は，当該購入の直前までにキャッシュレス投票サーバに記録されている番号等に相当する額とする。

⑵　キャッシュレス投票実施日における第２回目以降のキャッシュレス購入に係る１回の購入限度額は，キャッシュレス投票サーバに記録されている番号等に相当する額から，直前の回までのキャッシュレス購入金額を減じた額に，第２回目以降のキャッシュレス購入直前までに確定した払戻金及び返還金の合計額を加え，加入者が所定の方法により精算した金額を減じ，加入者が新たに購入予定金額としてキャッシュレス投票サーバに記録した番号等に相当する額を加えた額とする。

（購入限度回数）

第24条　キャッシュレス投票実施日における購入限度回数は，市が別に定めるものとする。

第17条の見出しを「（入金又は番号等の記録）」に改め，同条第１項中「利用者」を「加入者」に，「キャッシュレス投票による車券の購入（以下「キャッシュレス購入」という。）」を「キャッシュレス購入」に，「あらかじめ市が指定するキャッシュレスチャージ精算端末機で現金と引換える等の市が認める方法により，電子マネーの設定について申し出なければならない」を「キャッシュレス投票端末機を使用して購入予定金額を市の預金口座に直接入金するものとする」に改め，同条第２項中「前項の申出があった場合は，当該利用者の入金する」を「加入者が前項の規定により入金した」に，「電子マネーとして設定」を「１円当たり１単位の番号等として換算してキャッシュレス投票サーバに記録」に改め，同条第３項を次のように改める。

３　加入者は，キャッシュレス投票サーバに記録した番号等を使用して，100単位の番号等当たり100円の車券を購入することができる。

第17条第４項中「前２項」を「第２項」に，「利用者の電子マネー」を「加入者の番号等」に，「設定」を「記録」に，「当該電子マネーの額」を「当該番号等の数量」に，「当該利用者」を「当該加入者」に改め，同条を第21条とする。

第16条中「における車券の発売日時は，当該競輪が実施される日及びその前日の市が別に指定する時間内において行う」を「は，市が別に定める日時に行う」に改め，同条を第20条とする。

第15条を第18条とし，同条の次に次の１条を加える。

（競輪の指定）

第19条　キャッシュレス投票による車券の購入（以下「キャッシュレス購入」という。）ができる競輪は，市が別に指定する。

第14条を第17条とし，第２章中第13条の次に次の３条を加える。

（本人の申請による利用停止）

第14条　市は，加入者から所定の書面によりキャッシュレス投票の利用の停止（以下「利用停止」という。）の申請があったときは，市が別に定める期間において，当該申請をした者を利用停止とすることができる。

２　前項の規定により利用停止となった者は，所定の書面により，市に対し，利用停止の解除を申請することができる。ただし，市が別に定める日を経過するまでは，当該申請をすることができない。

３　市は，前項の申請があったときは，当該申請をした者の利用停止を解除することができる。

（家族の申請による利用停止）

第15条　車券の購入により，加入者本人及びその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生じている場合又はそのおそれがある場合には，家族（当該加入者と同居する親族（成年者に限る。）及び市が特に認めた者をい

う。）は，所定の書面に所定の関係書類を添えて，当該加入者の利用停止を申請することができる。

２　市は，前項の申請があった場合において，当該申請に係る加入者（以下「利用停止候補者」という。）が同項に規定する場合に該当すると認めるときは，利用停止候補者及び当該申請をした家族（以下「申請家族」という。）に対し，当該利用停止候補者を利用停止とする旨及びその期間を通知するものとする。

３　前項の規定による通知を受けた利用停止候補者は，これを不服とするときは，利用停止の開始予定日の前日までに書面をもって市に対して意見を申し出ることができる。

４　市は，前項の規定による申出があったときは，その内容を検討し，利用停止の可否について判断し，直ちにその結果を，当該申出をした利用停止候補者及び申請家族に通知する。

５　第２項の規定により利用停止となった者又は申請家族は，所定の書面により，市に対し，利用停止の解除を申請することができる。ただし，利用停止となった者は，市が別に定める日を経過するまでは，当該申請をすることができない。

６　市は，前項の申請があった場合において，市が別に定める事由に該当すると認めるときは，利用停止を解除することができる。

（その他の事由による利用停止）

第16条　市は，他の競輪施行者において利用停止の措置を受けている者を利用停止とすることができる。

２　市は，前項の規定により利用停止とされた者が当該他の競輪施行者において利用停止を解除されたときは，当該者の利用停止を解除することができる。

附　則

この規則は，公布の日から施行し，この規則による改正後の高知市営自転車競走キャッシュレス投票実施規則の規定は，令和４年２月７日から適用する。

令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年５月27日

高知市長　岡　﨑　誠　也

高知市規則第８５号

令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給規則の一部を改正する規則

令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給規則（令和３年規則第71号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和３年度」を削る。

第１条中「令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」を「高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」に改める。

第２条第１号中「令和３年４月分」を「令和４年４月分」に，「令和４年３月11日」を「令和５年３月10日」に改め，同条第２号，第３号及び第５号中「令和３年４月分」を「令和４年４月分」に改め，同条第６号中「令和３年４月７日子発0407第４号厚生労働省子ども家庭局長通知」を「令和４年５月24日子発0524第１号厚生労働省子ども家庭局長通知」に改める。

第３条第１項中「令和３年４月分」を「令和４年４月分」に，「給付金の支給を受けている」を「給付金の支給を受け，又は支給の決定を受けている」に改め，同項ただし書中「令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給規則（令和３年規則第91号）の規定による令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯

以外の低所得の子育て世帯分）若しくは他の市町村等が実施する」を削り，「令和３年５月28日子発0528第１号厚生労働省子ども家庭局長通知」を「令和４年５月24日子発0524第２号厚生労働省子ども家庭局長通知」に，「基づく給付金等」を「基づく給付金（他の市町村等が実施するものを含む。）」に，「当該給付金等」を「当該給付金」に改め，同条第２項中「受けている」を「受け，又は支給の決定を受けている」に改め，同項第１号中「令和３年４月分」を「令和４年４月分」に，「令和３年４月１日」を「令和４年４月１日」に改め，同項第２号中「令和３年４月１日」を「令和４年４月１日」に改め，同項第３号中「令和３年３月23日」を「令和４年４月28日」に改める。

第４条第２項第１号中「令和３年３月31日」を「令和４年３月31日」に改める。

第５条第２項中「令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否届出書」を「高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否届出書」に改める。

第７条第１項中「令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）」を「高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）」に改める。

第８条第２項中「令和４年２月28日」を「令和５年２月28日」に改める。

第12条第１項中「令和４年３月31日」を「令和５年３月31日」に改める。

別表１中「令和元年」を「令和２年」に改める。

様式第１号中「令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否届出書」を「高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否届出書」に，「令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の」を「高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の」に，「令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給規則」を「高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給規則」に改める。

様式第２号及び様式第３号を次のように改める。

様式第２号（第７条関係）

公的年金給付等受給者用

高知市低所得の子育て世帯に対する
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）

高知市長　様

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上，申請します。

１　申請・請求者

記入日	年　月　日

氏　名	生年月日	現住所
フリガナ （※） ※自署しない場合は，記名押印をお願いします。	年　月　日 電話番号	

公的年金受給状況	基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況
□ 受けることができる（種類：　　） □ 支給停止（種類：　　） □ 受けることができない		□ 受けることができる（種類：　　） □ 支給停止（種類：　　） □ 受けることができない

※　「公的年金」とは，遺族年金（遺族基礎年金，遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。），老齢年金（老齢基礎年金，老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。），障害年金（障害基礎年金，障害厚生年金及び障害共済年金を含む。），恩給等をいいます。

※　「受けることができる」とは，現に受けているとき，申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

２　監護等児童

令和４年３月31日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	（フリガナ） 氏　名	続柄	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所（別居の場合のみ記入）
1			有・無	年　月　日	同居 ・ 別居	
2			有・無	年　月　日	同居 ・ 別居	
3			有・無	年　月　日	同居 ・ 別居	
4			有・無	年　月　日	同居 ・ 別居	
5			有・無	年　月　日	同居 ・ 別居	

※　「監護等」とは，児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること，父の場合には監護し，かつ，生計を同じくすること，養育者の場合には養育することをいいます。

※　18歳到達後最初の３月31日が令和５年３月31日以降である児童又は令和４年４月時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。

※　「障害」とは，児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第１条第１項に定める障害の状態をいいます。申請時点において，障害の状態にある者で，18歳到達後最初の３月31日を経過し，かつ，20歳未満である者については，障害の状態を確認するため，特別児童扶養手当証書等を添付してください。

３　配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は，記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏　名	公的年金受給の有無
配偶者		有 ・ 無
扶養義務者		有 ・ 無
扶養義務者		有 ・ 無

※　扶養義務者とは，申請者と生計を同じくしている（申請者が養育者である場合には，申請者の生計を維持している）申請者の父母，祖父母，子，孫等の直系血族をいいます。

（次ページも必ずご確認ください。）

４　申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円

※　給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は，「２　監護等児童」に記入された児童の人数になります。
※　申請額・請求額は，対象児童１人当たり一律50,000円となります。（例）対象児童数３人の場合：50,000円×３人＝150,000円

５　児童扶養手当の支給要件

（令和４年４月分の児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため，以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて，該当する項目のチェック欄（□）に『✓』を入れてください。）
※　既に児童扶養手当の受給資格について市長の認定を受けている場合は，不要です。

	支給要件
□	父母が婚姻（法律婚）を解消した児童
□	父母が婚姻（事実婚）を解消した児童
□	父又は母が死亡した児童
□	父又は母が障害の状態にある児童
□	父又は母の生死が明らかでない児童
□	父又は母が引き続き１年以上遺棄している児童
□	父又は母がＤＶ被害に関する保護命令を受けた児童
□	父又は母が引き続き１年以上拘禁されている児童
□	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※　「障害」とは，児童扶養手当法施行令第１条第２項に定める障害の状態をいいます。「父又は母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は，障害の状態を確認するため，障害年金に係る年金証書等を添付してください。
※　「遺棄」とは，父又は母が児童と同居しないで監護義務を全く果たしていない場合をいいます。

６　受取方法（希望する受取方法のチェック欄（□）に『✓』を入れて，必要事項を記入してください。）

□ ア　指定の金融機関口座（原則，１の申請・請求者の口座とします。）への振込を希望
※　振込先金融機関口座確認書類を添付してください（下欄を確認してください。）。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号（右詰でお書きください。）	口座名義（フリガナのみ）
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※　ゆうちょ銀行を選択された場合は，「振込用の店名・預金種目・口座番号（７桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※　長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

□ イ　窓口での現金支給を希望
※　金融機関の口座がない方，金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方等，どうしても口座による受取ができない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れてください。）

□ 高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）の支給要件に該当します。

□ 高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（他の市町村等が実施するものを含む。）を受給していません（受給していた場合には，給付金を返還します。）。

□ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため，市が必要な住民基本台帳情報，税情報，公的年金情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料の提供を他の行政機関等に求め，又は提供することに同意します。

□ 公簿等で確認できない場合は，関係書類の提出を行います。

□ この申請書は，市長が支給決定をした後は，給付金の請求書として取り扱います。

□ 市長が支給決定をした後，この申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず，市が確認等に努めたにもかかわらず，申請・請求者と連絡が取れない等の事由により，令和５年３月31日までに給付金を支給できなかった場合は，給付金が支給されないことに同意します。

□ 給付金の受給後，本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合又は給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には，給付金を返還します。

□ 既に他の市町村等で給付金を受給していた場合には，給付金を返還します。

提出書類

☐ **高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）（本書）**

※　必要事項をご記入ください。

☐ **申請者・請求者本人確認書類の写し**

※　申請者・請求者の**運転免許証，健康保険証，マイナンバーカード（表面のみ），年金手帳，介護保険証，パスポート等の写し**をご用意ください。

☐ **受取口座を確認できる書類の写し**　（※「６　受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。）

※　**通帳，キャッシュカード等，受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し**をご用意ください。

☐ **児童扶養手当の支給要件を確認できる書類**

※　**戸籍謄本又は抄本**をご用意ください（既に児童扶養手当の受給資格について市長の認定を受けている場合は，不要です。）。また，「２　監護等児童」及び「５　児童扶養手当の支給要件」において，**障害の状態を確認する必要がある場合は，確認するための書類**を添付してください。

☐ **簡易な収入（所得）額の申立書**

※　これに申立てを行う収入（所得）に係る**給与明細書，年金振込通知書**等の収入額が分かる書類を添付してください。

様式第３号（第７条関係）

家計急変者用

高知市低所得の子育て世帯に対する
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）

高知市長　様

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上，申請します。

１　申請・請求者

記入日　　年　　月　　日

氏　　名	生 年 月 日	現　　住　　所
ﾌﾘｶﾞﾅ （※） ※自署しない場合は，記名押印をお願いします。	年　　月　　日 電 話 番 号	

公 的 年 金 受 給 状 況	基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況
□ 受けることができる（種類：　　） □ 支給停止　　（種類：　　） □ 受けることができない		□ 受けることができる（種類：　　） □ 支給停止　　（種類：　　） □ 受けることができない

※　「公的年金」とは，遺族年金（遺族基礎年金，遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。），老齢年金（老齢基礎年金，老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。），障害年金（障害基礎年金，障害厚生年金及び障害共済年金を含む。），恩給等をいいます。

※　「受けることができる」とは，現に受けているとき，申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

２　監護等児童

申請時点において，児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	（フリガナ） 氏　　名	続柄	障害の有無	生 年 月 日	同居・別居の別	住所（別居の場合のみ記入）
1			有・無	年　月　日	同居 ・ 別居	
2			有・無	年　月　日	同居 ・ 別居	
3			有・無	年　月　日	同居 ・ 別居	
4			有・無	年　月　日	同居 ・ 別居	
5			有・無	年　月　日	同居 ・ 別居	

※　「監護等」とは，児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること，父の場合には監護し，かつ，生計を同じくすること，養育者の場合には養育することをいいます。

※　18歳到達後最初の３月31日が令和５年３月31日以降である児童又は申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。

※　「障害」とは，児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第１条第１項に定める障害の状態をいいます。申請時点において，障害の状態にある者で，18歳到達後最初の３月31日を経過し，かつ，20歳未満である者については，障害の状態を確認するため，特別児童扶養手当証書等を添付してください。

３　配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は，記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏　　名	公的年金受給の有無
配偶者		有 ・ 無
扶養義務者		有 ・ 無
扶養義務者		有 ・ 無

※　扶養義務者とは，申請者と生計を同じくしている（申請者が養育者である場合には，申請者の生計を維持している）申請者の父母，祖父母，子，孫等の直系血族をいいます。

（次ページも必ずご確認ください。）

４　申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円

※　給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は，「２　監護等児童」に記入された児童の人数になります。
※　申請額・請求額は，対象児童１人当たり一律50,000円となります。（例）対象児童数３人の場合：50,000円×３人＝150,000円

５　児童扶養手当の支給要件

（申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため，以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて，該当する項目のチェック欄（□）に『✓』を入れてください。）
※　既に児童扶養手当の受給資格について市長の認定を受けている場合は，不要です。

支給要件	
□	父母が婚姻（法律婚）を解消した児童
□	父母が婚姻（事実婚）を解消した児童
□	父又は母が死亡した児童
□	父又は母が障害の状態にある児童
□	父又は母の生死が明らかでない児童
□	父又は母が引き続き１年以上遺棄している児童
□	父又は母がＤＶ被害に関する保護命令を受けた児童
□	父又は母が引き続き１年以上拘禁されている児童
□	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※　「障害」とは，児童扶養手当法施行令第１条第２項に定める障害の状態をいいます。「父又は母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は，障害の状態を確認するため，障害年金に係る年金証書等を添付してください。
※　「遺棄」とは，父又は母が児童と同居しないで監護義務を全く果たしていない場合をいいます。

６　受取方法（希望する受取方法のチェック欄（□）に『✓』を入れて，必要事項を記入してください。）

□ ア　指定の金融機関口座（原則，１の申請・請求者の口座とします。）への振込を希望
※　振込先金融機関口座確認書類を添付してください（下欄を確認してください。）。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号（右詰でお書きください。）	口座名義（フリガナのみ）※「申請・請求者」名義に限る。※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			

※　ゆうちょ銀行を選択された場合は，「振込用の店名・預金種目・口座番号（７桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※　長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

□ イ　窓口での現金支給を希望
※　金融機関の口座がない方，金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方等，どうしても口座による受取ができない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れてください。）

□ 高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）の支給要件に該当します。

□ 高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（他の市町村等が実施するものを含む。）を受給していません（受給していた場合には，給付金を返還します。）。

□ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため，市が必要な住民基本台帳情報，税情報，公的年金情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料の提供を他の行政機関等に求め，又は提供することに同意します。

□ 公簿等で確認できない場合は，関係書類の提出を行います。

□ この申請書は，市長が支給決定をした後は，給付金の請求書として取り扱います。

□ 市長が支給決定をした後，この申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず，市が確認等に努めたにもかかわらず，申請・請求者と連絡が取れない等の事由により，令和５年３月31日までに給付金を支給できなかった場合は，給付金が支給されないことに同意します。

□ 給付金の受給後，本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合又は給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には，給付金を返還します。

□ 既に他の市町村等で給付金を受給していた場合には，給付金を返還します。

提出書類

☐ **高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）（本書）**

※　必要事項をご記入ください。

☐ **申請者・請求者本人確認書類の写し**

※　申請者・請求者の**運転免許証，健康保険証，マイナンバーカード（表面のみ），年金手帳，介護保険証，パスポート等の写し**をご用意ください。

☐ **受取口座を確認できる書類の写し**　（※「６　受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。）

※　**通帳，キャッシュカード等，受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し**をご用意ください。

☐ **児童扶養手当の支給要件を確認できる書類**

※　**戸籍謄本又は抄本**をご用意ください（既に児童扶養手当の受給資格について市長の認定を受けている場合は，不要です。）。また，「２　監護等児童」及び「５　児童扶養手当の支給要件」において，**障害の状態を確認する必要がある場合は，確認するための書類**を添付してください。

☐ **簡易な収入（所得）額の申立書**

※　これに申立てを行う収入（所得）に係る**給与明細書，年金振込通知書**等の収入額が分かる書類を添付してください。

附　則

（施行期日）

１　この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前にこの規則による改正前の令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給規則の規定に基づき支給決定を受けた給付金については，なお従前の例による。

令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則をここに公布する。

令和４年５月31日

高知市長　岡　﨑　誠　也

高知市規則第８６号

令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

（令和３年12月に高知市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者についての特例）

第１条　高知市職員給与条例の一部を改正する条例（令和４年条例第15号。以下「改正条例」という。）附則第３項の市規則で定める法令又は条例等は，高知市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和30年条例第37号）とする。

２　改正条例附則第３項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第２項の市規則で定める者は，高知市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用を受ける者とする。

３　改正条例附則第３項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第２項の市規則で定める額は，高知市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程（令和４年上下水道局規程第13号）附則第２項に規定する調整額に相当する額とする。

（端数計算）

第２条　改正条例附則第２項に規定する基準額又は調整額に１円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てるものとする。

（その他）

第３条　この規則に定めるもののほか，令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は，任命権者が定める。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

高知市会計年度任用職員の勤務時間，休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年６月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

高知市規則第８７号

高知市会計年度任用職員の勤務時間，休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

高知市会計年度任用職員の勤務時間，休日及び休暇に関する規則（令和２年規則第102号）の一部を次のよう

に改正する。

第17条第１項第２号を削り，同項第３号中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職に」に改め，同号を同項第２号とする。

第18条第１項第３号を削る。

附　則

この規則は，公布の日から施行し，この規則による改正後の高知市会計年度任用職員の勤務時間，休日及び休暇に関する規則の規定は，令和４年４月１日から適用する。

高知市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年６月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

高知市規則第８８号

高知市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

高知市児童手当事務取扱規則（平成24年規則第62号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「第２条第３項」を「第２条第４項」に改める。

第７条第２項中「第４条第３項」を「第４条第４項」に改める。

第９条第１項中「附則第２条第３項」を「附則第２条第４項」に改める。

第10条，第12条第２項並びに第13条第１項，第３項及び第４項中「第２条第３項」を「第２条第４項」に改める。

様式第７号及び様式第８号を次のように改める。

様式第７号

児童手当　額改定認定請求書
特例給付　額　改　定　届

認定No.

提　出　年　月　日
・　・

高 知 市 長　　様

受給者	(フリガナ) 氏　　名		生年月日　・　・
	住　　所		電話番号　―　―
	職　　業	ア　被用者　（主に会社員の方） イ　公務員 ウ　ア・イ以外	加入している公的年金制度の種別　ア 厚生年金保険　イ 国民年金 ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。　ウ 未加入（　　） エ その他（　　） （　）私立学校教職員共済 （　）国家公務員共済 （　）地方公務員等共済

増額又は減額の別	増　額　・　減　額

増額又は減額の原因となる児童

氏　　名	続柄	生年月日	同居・別居・留学の別	住　所 （留学の場合は，出国年月）	受給者との戸籍上の関係（生計関係）
(フリガナ)		・　・	同・別・留	※留学の場合:出国年月　年　月	父母等・父母等以外 （同一）　（維持）
(フリガナ)		・　・	同・別・留	※留学の場合:出国年月　年　月	父母等・父母等以外 （同一）　（維持）
(フリガナ)		・　・	同・別・留	※留学の場合:出国年月　年　月	父母等・父母等以外 （同一）　（維持）
(フリガナ)		・　・	同・別・留	※留学の場合:出国年月　年　月	父母等・父母等以外 （同一）　（維持）

増額の理由　　ア　出　生　　イ　その他　（　　）

減額の理由

ア　監護しなくなった。
イ　生計を同じくしなくなった。
ウ　生計を維持しなくなった。
エ　死亡した。
オ　日本国内に住所を有しなくなった。（留学を理由とするものを除く。）
カ　児童福祉施設等への入所又は里親等への委託
キ　児童と同居しなくなった。（単身赴任の場合を除く。）
ク　その他

（　　）

事由の発生した年月日　　年　　月　　日

備考

法第８条第３項該当　　改定年月
有（　　日）・無　　年　　月から

処理事項	入力	確認	
処理者印			

様式第８号

児童手当　額改定認定請求書
額　改　定　届　（施設等受給者用）

認定No.

提出年月日
・　・

高知市長　様

受給者

設置者等

法人

法人名	（フリガナ）	代表者	役職　氏名
法人の主たる事務所の所在地		電話番号	―　―

個人

氏名	（フリガナ）	生年月日	・　・	加入している公的年金制度の種別	ア 厚生年金保険 ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 （　）私立学校教職員共済 （　）国家公務員共済 （　）地方公務員等共済 イ 国民年金 ウ 未加入（　） エ その他（　）
住所	電話番号（携帯電話可）　―　―	職業	ア 被用者 イ 公務員 ウ ア・イ以外		

施設等

施設等の名称		施設等の種類	
施設等所在地		電話番号	―　―

増額又は減額の別	増額・減額

増額又は減額の原因となる施設入所等児童

氏名	生年月日	備考
	・　・	
	・　・	
	・　・	
	・　・	
	・　・	
	・　・	
	・　・	

増額した理由	ア　入所若しくは入院した又は委託された。 イ　その他（　）
減額した理由	ア　死亡した。 イ　退所若しくは退院した又は委託解除された。 ウ　その他（　）
事由の発生した年月日	年　月　日

法第８条第３項該当	改定年月
有（　日）・無	年　月から

備考

処理事項	入力	確認
処理者印		

附　則

（施行期日）

１　この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の高知市児童手当事務取扱規則の規定による様式は，この規則による改正後の高知市児童手当事務取扱規則の規定による様式にかかわらず，当分の間，なお修正して使用することができる。

高知市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年６月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

高知市規則第８９号

高知市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

高知市介護保険条例施行規則（平成12年規則第57号）の一部を次のように改正する。

様式第１号から様式第４号までを次のように改める。

様式第１号

介護保険資格取得・異動・喪失届

高知市長　様

次のとおり届け出ます。

届出人氏名		本人との関係	
届出人住所	〒		
届出日	年　月　日	異動日	年　月　日
届出事由			
新住所	〒		
旧住所	〒		

資格異動年月日	
取得・異動・喪失	年　月　日

取得事由	喪失事由	異動事由
市外転入	市外転出	氏名変更
職権復活	職権喪失	住所変更
65歳到達	死亡	世帯変更
適用除外非該当	適用除外該当	医療保険変更
医療保険加入	医療保険脱退	
その他取得	その他喪失	

氏名	生年月日	続柄	被保険者番号	個人番号	要介護認定の有無	介護保険施設入所の有無	備考
フリガナ	・　・	世帯主			有・無	有・無	
フリガナ	・　・				有・無	有・無	
フリガナ	・　・				有・無	有・無	
フリガナ	・　・				有・無	有・無	
フリガナ	・　・				有・無	有・無	
フリガナ	・　・				有・無	有・無	

新医療保険者名

旧医療保険者名

高知市
（電話）
（FAX）

様式第２号

介護保険　住所地特例　適用・変更・終了　届

高知市長　様

次のとおり住所地特例（適用・変更・終了）について届け出ます。

※上記（適用・変更・終了）より該当するものに○を付けること。
在宅→施設：適用　　施設→施設：変更　　施設→在宅：終了

		届出年月日	年　月　日
届出人氏名		本人との関係	
届出人住所	〒 電話番号		

※届出者が被保険者本人の場合，届出人住所・電話番号は記載不要

被保険者	被保険者番号		個人番号	
	フリガナ 氏　名		生年月日	年　月　日

世帯主	氏　名		世帯主との続柄	個人番号
				生年月日　年　月　日

異動前情報	従前の住所	〒 電話番号	
	※異動前住所が施設の場合，以下も記入のこと。		
	施設	名称	
		退所年月日	年　月　日

異動後情報	現住所	〒 電話番号	
	※異動後居住地が施設の場合，以下も記入のこと。		
	施設	名称	
		入所年月日	年　月　日

様式第３号

介護保険　　被保険者証交付申請書

高知市長　様

次のとおり申請します。

		申請年月日	年　月　日
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号		

※申請者が被保険者本人の場合，申請者住所・電話番号は記載不要

被保険者	フリガナ		個人番号	
	被保険者氏名		生年月日	年　月　日
	住所	〒 電話番号		

医療保険者名		医療保険被保険者証記号番号	

※　２号被保険者の被保険者証交付申請者用

様式第４号

介護保険　被保険者証等再交付申請書

高知市長　様

次のとおり申請します。

		申請年月日	年　月　日
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号		

※申請者が被保険者本人の場合，申請者住所・電話番号は記載不要

被保険者	被保険者番号		個人番号	
	フリガナ		生年月日	年　月　日
	被保険者氏名			
	住所	〒 電話番号		

再交付する証明書	1　被保険者証 2　資格者証 3　受給資格証明書 4　負担割合証 5　認定証等（　　）
申請の理由	1　紛失・焼失　　2　破損・汚損　　3　その他（　　）

医療保険者名		医療保険被保険者証記号番号	

２号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）のみ記入

様式第20号の３を次のように改める。

様式第20号の３

介護保険高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）所得区分判定申請書

年　　月　　日

高知市長　様

高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）に係る所得区分の判定について，次のとおり関係書類を添えて申請します。

1	フリガナ		被保険者番号	
	被保険者氏名		個人番号	
	生年月日	年　月　日		
2	フリガナ		被保険者番号	
	被保険者氏名		個人番号	
	生年月日	年　月　日		
3	フリガナ		被保険者番号	
	被保険者氏名		個人番号	
	生年月日	年　月　日		
住　所		連絡先		

氏　名				
年中の収入	公的年金	円	円	円
	給与（パート収入等を含む。）	円	円	円
	（　　）（年金・給与以外の収入）	円	円	円
	合　計	円	円	円

申請者が被保険者本人の場合には，記入は，不要です。

申請者氏名		連絡先	（自宅 ・ 携帯 ・ 勤務先 ・ その他）
申請者住所		本人との関係	

注意事項

⑴　市町村民税が課税されている・いないにかかわらず，ご本人（40歳以上65歳未満の方は除く。）及び同じ世帯におられる65歳以上の方それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けてご記入ください。

⑵　収入額は，全てご記入ください。ただし，退職金及び公租公課の対象とならない収入（障害年金，遺族の受ける恩給及び年金，特別弔慰金，災害弔慰金など）は，除きます。

⑶　公的年金等源泉徴収票・給与源泉徴収票・確定申告書の写しなど，公的年金及び給与収入額が確認できる書類を添付してください。ただし，１月１日において本市に住所がある方の公的年金収入の場合については，添付書類は，不要です。また，収入額を確認できる書類がなく，かつ，収入額を証明する書類が発行されていない収入についても，添付書類は，不要です。

様式第21号及び様式第21号の２を次のように改める。

様式第21号

介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書

年　　月

		個人番号	
フリガナ 被保険者氏名		保険者番号	
		被保険者番号	
生年月日	年　　月　　日		
住　　所	電話番号		

		氏　　名	生年月日	介護保険の被保険者の場合 被保険者番号
世帯構成	世帯主			
	世帯員			

高 知 市 長　　様

上記のとおり，高額介護（介護予防）サービス費の支給を申請します。
なお，再審査等により既に支給された高額介護（介護予防）サービス費に増減があった場合は，次回の高額介護（介護予防）サービス費と調整することに同意します。

年　　月　　日

住所　　電話番号

申請者
（被保険者）

氏名（※）　　（代筆者　　）

（※）　申請者又は代筆者が手書きしない場合は，申請者名で記名押印をしてください。

（申請者との関係　　）

高額介護（介護予防）サービス費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替依頼欄	民間金融機関	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所	種　　目	口座番号
		金融機関コード	店舗コード	1　普通預金 2　当座預金 3　その他	
		フ リ ガ ナ			
		口座名義人			
	ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号		
		フ リ ガ ナ			
		口座名義人			

注意　・　今回の支給以降，高額介護（介護予防）サービス費が支給される場合，申請手続が不要となります。
また，支給金額は今回申請した指定口座に振り込まれます。
・　給付制限を受けている方については，高額介護（介護予防）サービス費の支給ができない場合があります。

高知市　記入欄

区　分	世帯集約番号	領収証確認欄	給付制限状況	備　　考
１単独 ２合算			有 ・ 無 給付割合	

入　力

様式第21号の２

介護保険高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）支給申請書
兼自己負担額証明書交付申請書

年度

フリガナ		個人番号	
被保険者氏名		保険者番号	
生年月日	年　月　日	被保険者番号	
住　所	電話番号		
計算期間	～		
計算期間中の本市介護保険の加入期間	～	基準日市町村の名称	

高 知 市 長　　様

⑴　上記対象者について，高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）の支給を申請します。

⑵　上記対象者について，自己負担額証明書の交付を申請します。

年　月　日

住所　　電話番号

申請者

氏名

高額介護（介護予防）サービス費を次の口座に振り込んでください。

口座振替依頼欄	民間金融機関	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所	種　目	口座番号	
		金融機関コード	店舗コード	1　普通預金 2　当座預金 3　その他		
		フ リ ガ ナ				
		口座名義人				
	ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号			
		フ リ ガ ナ				
		口座名義人				

注意　・　今回の支給以降，高額介護（介護予防）サービス費が支給される場合，申請手続が不要となります。また，支給金額は，今回申請した指定口座に振り込まれます。

・　給付制限を受けている方については，高額介護（介護予防）サービス費の支給ができない場合があります。

高知市記入欄

区　分	領収証確認欄	給付制限状況（減額）	備　考	入力	確認
１単独 ２合算		有 ・ 無 期間			

様式第22号の２を次のように改める。

様式第22号の2

高額医療合算介護サービス費等支給申請書　兼　自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度	年度	申請区分	1　新規	2　変更	3　取下げ

（保険者等記入欄）

支給申請書整理番号	

フリガナ		生年月日	年　月　日生	個人番号	
氏　名				計算期間の始期及び終期	年　月 ～ 年　月

国民健康保険資格情報

保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	続柄	保険者名称	加入期間
			1　世帯主 2　擬制世帯主 3　世帯員		年　月　日から　年　月　日まで

後期高齢者医療資格情報

保険者番号	被保険者番号	広域連合名称	加入期間
			年　月　日から　年　月　日まで

介護保険資格情報

保険者番号	被保険者番号	保険者名称	加入期間
			年　月　日から　年　月　日まで

支給方法	口座管理番号	振込口座記入欄		金融機関コード		店舗コード		種目	口座番号	フリガナ		振込先口座管理番号
1　窓口払 2　口座振込	1		銀　行 信用金庫 農業協同組合 信用組合		本　店 支　店 出張所 支　所			1　普通預金 2　当座預金 9　その他		口座名義人		

保険者加入歴		保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号	備考欄
	1		年　月　日から 年　月　日まで		
	2		年　月　日から 年　月　日まで		
	3		年　月　日から 年　月　日まで		

高知市長　　様

⑴　上記対象者について，高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給を申請します。

⑵　上記対象者について，自己負担額証明書の交付を申請します。

なお，高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給決定に当たり，介護保険担当職員が申請者世帯に係る住民税の課税状況を調査することに同意します。

※自己負担額証明書の交付申請を行う場合，⑴・⑵のいずれも丸で囲んでください。
高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給申請を行う場合，⑴のみを丸で囲んでください。

年　月　日

郵便番号

住所

申請代表者
氏名（※）

電話番号

代筆者
（申請代表者との関係　　）

（※）申請代表者又は代筆者が手書きしない場合は，申請代表者名で記名押印をしてください。

受付印	備考

	枚中		枚目

様式第23号，様式第23号の２（表）及び様式第23号の３を次のように改める。

様式第23号

介護保険特例居宅介護サービス費等支給申請書（受領委任用）

（　　年　　月分）

フリガナ		保険者番号	３９２０１９
被保険者氏名		被保険者番号	
		個人番号	
生年月日	年　　月　　日生	性別	男・女
住　所	〒 電話番号		
費用額合計	円	うち被保険者負担分	円

高知市長　様

上記の特例居宅介護（介護予防）サービス費，特例地域密着型介護（介護予防）サービス費，特例居宅介護（介護予防）サービス計画費，特例施設介護サービス費，特例特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給を申請します。また，この申請に基づく給付金の受領を下記の者に委任します。

年　　月　　日

申請者（被保険者）　住　所　　電話番号

氏　名（※）　　代筆者

（※）　申請者又は代筆者が手書きしない場合は，申請者名で記名押印をしてください。

（申請者との関係　　）

受取人の氏名及び事業者名	（事業者名）					
受取人の住所	〒 電話番号					
口座振替依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	1　普通預金 2　当座預金 3　その他	金融機関コード	店舗コード
				振込先口座番号		
	フリガナ					
	口座名義人					

（注意）・　保険料が完納されていない方で，支払方法の変更により償還払給付となっている方は，受領委任による給付はできません。

・　受領委任契約事業者等は，この申請書に該当月分のサービス提供証明書を添付してください。

高知市記入欄

区　分	介護認定	備　考	領収証確認欄	サービス提供証明書確認欄
1　一般 2　支払方法の変更 （　　～　　） 3　給付額減額（　割） （　　～　　）				
			入力	
負担割合（　　割）				

送付先　有（　）・無

様式第23号の２　　（表）

介護保険負担限度額認定申請書

高知市長　様　　年　　月　　日

次のとおり関係書類を添えて，食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フ リ ガ ナ		保険者番号	３９２０１９
被保険者氏名		被保険者番号	
		個人番号	
生 年 月 日	年　月　日		
住　　所	電話番号		
入所（院）した介護保険施設の所在地及び名称　※１	電話番号		
入所（院）年月日　※１	年　月　日	※１　介護保険施設に入所（院）していない場合及びショートステイを利用している場合は，記入不要です。	

配偶者の有無　※２	有　・　無	※２　本人の夫又は妻に当たる方（世帯分離している夫若しくは妻又は内縁関係の者を含む。）を記入してください。	
配偶者に関する事項　※２	フ リ ガ ナ		
	氏　　名		
	生 年 月 日	年　月　日	個人番号
	住　　所	電話番号	
	本年１月１日現在の住所（現住所と異なる場合）		
	課 税 状 況	市町村民税　課税　・　非課税　・　不明	

非課税年金に関する申告	□	受給している【　□　遺族年金※３　・　□　障害年金　】 受給している全ての年金の保険者に☑してください。 【□日本年金機構　□地方公務員共済　□国家公務員共済　□私学共済】		※３　寡婦年金，かん夫年金，母子年金，準母子年金及び遺児年金を含みます。
	□	受給していない		
収入等に関する申告	市町村民税世帯非課税者であって，課税年金収入額及び非課税年金収入額並びに年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額）の合計額			
	□	生活保護受給者／市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	□	年額80万円超120万円以下
	□	年額80万円以下	□	年額120万円超
預貯金等に関する申告	預貯金，有価証券等の金額の合計			
	□	1,000万円（夫婦：2,000万円）以下	□	550万円（夫婦：1,550万円）以下
	□	650万円（夫婦：1,650万円）以下	□	500万円（夫婦：1,500万円）以下
※　預貯金，有価証券等に係る通帳等の写しは，別添のとおり。	預貯金額	合計　円	有価証券（評価概算額）	合計　円
	その他（現金・負債を含む。）	（　　）※４ 合計　円		

※４　内容を記入してください。

代行又は代理申請の場合は，こちらにご記入ください。

申請者氏名	電話番号（自宅・勤務先）
申請者住所	本人との関係

注意事項

⑴　この申請書における「配偶者」については，世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。

⑵　預貯金等については，同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は，その全てを記入し，それぞれの金融機関について通帳等の写しを添付してください。

⑶　内訳は，裏面に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。

⑷　虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には，介護保険法第22条第１項の規定に基づき，支給された額及び最大２倍の加算金を返還していただくことがあります。

高知市記入欄

適用年月日	要介護度	要介護（支援）認定期間	年度　認定履歴	備考	入力日	送付日
年　月　日		～	有　・　無			
	配偶者	課税状況	非課税	課税		
	有・無	居住費	１・２・３①・３②	４		
有効期限	（課税・非課税・不明）	食費	１・２・３①・３②	４		

年　月　日	生保受給	送付先	給付額の減額	係	係長	課長補佐	課長
	有　・　無 （　　年　月から）	有（　　）・無	有（　　）・無				
		預貯金等					
		本人・夫婦	基準以下・超える（　　円）				

様式第23号の３

介護保険負担限度額認定申請書

（市町村民税課税層における食費・居住費の特例措置）

年　　月　　日

高知市長　様

次のとおり関係書類を添えて，食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ		保険者番号	３９２０１９
被保険者氏名		被保険者番号	
		個人番号	
生年月日	年　月　日		
住所	電話番号		
入所（院）した介護保険施設の所在地及び名称	電話番号		
入所（院）年月日	年　月　日		

配偶者の有無（※１）	有　・　無			※１　本人の夫又は妻に当たる方（世帯分離している夫若しくは妻又は内縁関係の者を含む。）を記入してください。
配偶者に関する事項（※１）	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年　月　日	個人番号	
	住所	電話番号		
	本年１月１日現在の住所（現住所と異なる場合）			
	課税状況	市町村民税　課税　・　非課税　・　不明		

本人及び本人と同一世帯に属する者（※２）並びに本人の配偶者の収入及び資産等に関する申告	□	利用者負担第４段階で，介護保険施設又は地域密着型介護施設に入所（ショートステイを除く。）している。
	□	本人の属する世帯の構成員（別世帯の配偶者を含む。）が２人以上である。
	□	本人の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びに本人の配偶者の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除き，長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額）の合計額から，利用者負担額（※３）の年間見込額を除いた額が，80万円以下である。
	□	本人の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びに本人の配偶者の預貯金等（※４）の金額の合計が450万円以下である。
	□	本人の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びに配偶者が，その居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を所有していない。
	□	本人の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びに配偶者が，介護保険料を滞納していない。

※２　入所に当たり世帯分離した場合でも，なお同一の世帯に属するものとみなします。
※３　介護サービス費１割，２割又は３割負担額（高額介護サービス費の見込額を除く。），居住費，食費
※４　現金，預貯金，合同運用信託，公募公社債等運用投資信託，有価証券及び純金積立購入など口座残高などにより時価評価額が把握できる貴金属等

代行又は代理申請の場合は，こちらにご記入ください。

申請者氏名	電話番号（自宅・勤務先）
申請者住所	本人との関係

注意事項

⑴　この申請書における「配偶者」については，世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
⑵　上記申告に係る内訳等については，別に定める「収入状況等申告書（食費・居住費の特例減額措置）」に記入し，その証する書類を添えて提出してください。
⑶　虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には，介護保険法第22条第１項の規定に基づき，支給された額及び最大２倍の加算金を返還していただくことがあります。

高知市記入欄

適用年月日	要介護度	要介護（支援）認定期間	年度　認定履歴	送付先	給付額の減額
年　月　日		～	有　・　無	有（　）・無	有（　）・無
有効期限	配偶者	負担段階		備考	入力日　送付日
	有・無（課税・非課税・不明）	居住費	第３段階 ②		
		食費	第３段階 ②		

年　月　日	生保受給	特例要件	預貯金等	係	係長	課長補佐	課長
	有・無（　年　月から）	□４段階　□構成員 □滞納　□80万円以下 □資産無　□450万円以下	本人・夫婦 基準以下・超える				

様式第23号の４の２及び様式第23号の５を次のように改める。

様式第23号の４の２

年　　月　　日

高知市長

介護保険負担限度額認定決定通知書

先に申請のありました食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定については，下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	
被保険者番号	

決定年月日	
決定事項	

適用年月日	（承認内容）負担限度額	（日額）
	食　費	
	（介護予防）短期入所生活（療養）	： 円
有効期限	その他のサービス	： 円
	居住費	
	（ユニット型個室）	： 円
	（ユニット型個室的多床室）	： 円
	（従来型個室）特養等	： 円
	老健・療養等	： 円
	（多床室）	： 円

・お問合せ先

＜教示＞

この処分について不服があるときは，この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に高知県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお，処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても，処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また，この処分の取消しの訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。），提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当するときは，審査請求に係る裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

連絡先

こちらは負担限度額証です。ミシン目にそって切り離してください。

介護保険負担限度額認定証

交付年月日

被保険者	番　号	
	住　所	
	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	
	適用年月日	から
	有効期限	まで
食費の負担限度額	（介護予防）短期入所生活（療養） その他のサービス	円 円
居住費又は滞在費の負担限度額	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室 従来型個室（特養等） 従来型個室（老健・療養等） 多床室	円 円 円 円 円
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 2 0 1 9 高　知　市　　印	

様式第23号の５

介護保険特定負担限度額認定申請書
（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）

フリガナ		保険者番号	３９２０１９
被保険者氏名		被保険者番号	
		個人番号	
生年月日	年　月　日生		
住所	〒 電話番号		
特別養護老人ホームの所在地及び名称	〒 電話番号		
入所する居室の種別	１　ユニット型個室　　３　従来型個室 ２　ユニット型個室的多床室　　４　多床室		
入所年月日	年　月　日		
特定負担限度申請事由	１　市町村民税世帯非課税者であって，合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除き，長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額）と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下のもの等 ２　市町村民税世帯非課税者であって，１に該当する以外のもの ３　その他（　　）		
高知市長　様 上記のとおり食費及び居住費に係る特定負担限度額認定を申請します。 年　月　日 申請者（被保険者）　住所 氏名 電話番号			
本人以外の者が申請する場合 代理申請者　住所 氏名　電話番号 （本人との関係　　）			

高知市記入欄

交付年月日	備考				
年　月　日	要介護　１　２　３　４　５ 認定期間	課税状況	課税 非課税　第２段階　第３段階 実質的負担軽減者		
適用年月日	旧措置時代負担金　　円				
年　月　日から	17年９月負担額　　円　／100％				
	新負担額　／100％	受給有無Ｓ	有・無	送付先	本人・施設
有効期限					
年　月　日まで		受給有無Ｒ	有・無	特記	
				無	

様式第29号を次のように改める。

様式第29号

介護保険利用者負担額減額・免除等申請書
（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）

フリガナ		保険者番号	392019
被保険者氏名		被保険者番号	
		個人番号	
生年月日	年　月　日生		
住所	〒 電話番号		
特別養護老人ホームの所在地及び名称	〒 電話番号		
入所年月日	年　月　日		

高知市長　様

上記のとおり特別養護老人ホームの特定要介護旧措置入所者の認定及び利用者負担額に係る減額・免除の申請をします。

年　月　日

住　所

申請者
（被保険者）　氏　名（※）

（※）申請者又は代理申請者が手書きしない場合は，申請者名で記名押印をしてください。　電話番号

申請者以外の者が申請する場合
住　所　電話番号
代理申請者
氏　名　（申請者との関係　）

＊　介護保険利用者負担額減額・免除等の認定に当たって必要があるときは，本人及び世帯員の課税状況等について高知市長又は介護保険課長がその他の機関・部署に照会し，確認することを承諾します。

高知市記入欄

交付年月日	備考				
年　月　日	要介護　１　２　３　４　５ 認定期間	課税状況	課税 非課税　第２段階　第３段階 実質的負担軽減者		
適用年月日	旧措置時代負担金　円				
年　月　日 から	17年９月負担額　円　／　100％				
	新負担額　／　100％	受給有無Ｓ	有　・　無	送付先	
有効期限				本人　・　施設	
年　月　日 まで		受給有無Ｒ	有　・　無	特記 無	入力日

様式第31号を次のように改める。

様式第31号

（表）

介護保険利用者負担額減額・免除等認定証
（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）

交付年月日

被保険者	番　号	
	住　所	
	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	
	適用年月日	年　月　日　から
	有効期限	年　月　日　まで
減額・免除等認定事項		給付率　　／100
保険者番号並びに保険者の名称及び印		高　知　市

12.8センチメートル

9.1センチメートル

（裏）

注　意　事　項

一　特定介護老人福祉施設から指定介護福祉施設サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を施設の窓口に提出してください。

二　指定介護福祉施設サービスを受けるときに支払う金額は、介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。また、介護保険特定負担限度額認定証によって指定介護福祉施設サービスを利用する際に食事の提供を受け、又は居住する場合には、当該介護保険特定負担限度額認定証に記載する特定負担限度額が支払の上限となります。

三　被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除等の認定の条件に該当しなくなったとき、減額・免除等の認定証の有効期限に至ったとき、又は特定介護老人福祉施設を退所したとき（引き続き、他の指定介護老人福祉施設に入所する場合を除く。）は、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四　この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

附　則

（施行期日）

１　この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の高知市介護保険条例施行規則の規定に基づく様式は，この規則による改正後の高知市介護保険条例施行規則の規定に基づく様式にかかわらず，当分の間，なお使用することができる。

令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年６月13日

高知市長　岡　﨑　誠　也

高知市規則第９０号

令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給規則の一部を改正する規則

令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給規則（令和３年規則第91号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和３年度」を削る。

第１条中「令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を「高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」に改める。

第２条第１号中「第３条第１項第１号ア」を「次条第１項第１号ア」に改め，同条第２号中「第３条第１項第１号ウ」を「次条第１項第１号ウ」に改める。

第３条第１項第１号ア及びイ中「令和３年４月分」を「令和４年４月分」に改め，同号ウ及びエ中「令和３年５月から令和４年３月」を「令和４年５月から令和５年３月」に改め，同号オ中「令和３年３月31日」を「令和４年３月31日」に，「平成15年４月２日から平成18年４月１日」を「平成16年４月２日から平成19年４月１日」に，「令和３年４月１日」を「令和４年４月１日」に改め，同項第２号ア中「令和３年度分」を「令和４年度分」に改め，同号イ中「令和３年１月」を「令和４年１月」に，「令和４年２月」を「令和５年２月」に改め，同条第２項第１号中「令和３年４月１日」を「令和４年４月１日」に改め，同条第３項第２号中「同号」を「児童手当法第４条第１項第４号」に改める。

第４条第１項中「平成15年４月２日」を「平成16年４月２日」に，「平成13年４月２日」を「平成14年４月２日」に，「令和４年２月28日」を「令和５年２月28日」に改め，同条第２項中「令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「ひとり親世帯給付金」という。）」を「高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」に改める。

第６条第２項中「令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）受給拒否の届出書」を「高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）受給拒否の届出書」に改める。

第８条第１項中「令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）申請書（請求書）」を「高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）申請書（請求書）」に改める。

第９条第２項中「令和４年２月28日」を「令和５年２月28日」に，「令和４年３月分」を「令和５年３月分」に，「令和４年３月15日」を「令和５年３月15日」に改める。

第13条第１項中「令和４年３月31日」を「令和５年３月31日」に改める。

様式第１号中「令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）受給拒否の届出書」を「高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）受給拒否の届出書」に，「令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の」を「高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の」に，「令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給規則」を「高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給規則」に改める。

様式第２号を次のように改める。

様式第２号（第８条関係）

高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）申請書（請求書）

高知市長　様

３ページ目の【誓約・同意事項】に誓約及び同意の上，申請します。

１　申請・請求者，配偶者等

記入日	年　月　日

氏　名	生年月日	現　住　所
フリガナ （※） ※自署しない場合は，記名押印をお願いします。	年　月　日 電話番号	

令和４年１月１日時点の住所 （※　現住所と異なる場合のみ記載してください。）	令和４年３月31日時点の住所 （※　現住所と異なる場合のみ記載してください。）	申請者の個人番号 （マイナンバー）（12桁） ※　不明な場合は記載不要です。

配偶者等氏名	同居・別居の別	別居の場合は住所を記載	配偶者等の個人番号 （マイナンバー）（12桁） ※　不明な場合は記載不要です。
	同居 ・ 別居		

※　配偶者等の欄は，２人以上で児童を養育している場合に記入してください。「配偶者等」とは，児童を養育する配偶者，未成年後見人，父母指定者等をいいます。

※　配偶者等が複数人いる場合は，上記以外の配偶者等の氏名，同居・別居の別，別居の場合は住所及びマイナンバーを別紙で提出してください。

２　支給要件

次の⑴及び⑵のそれぞれについて該当する項目のチェック欄（□）に『✓』を記入してください。

⑴　養育要件

□	①　児童手当対象児童を養育【公務員以外】
□	①　〃　【公務員】
□	②　特別児童扶養手当対象児童を養育
□	③　中学校修了後（15歳年度末）～18歳年度末までの児童を養育

⑵　所得要件

□	①　令和４年度分の市町村民税均等割が非課税
□	②　家計急変

３　給付金申請児童等

給付金を申請する児童について，令和４年３月31日時点の状況を次ページの表Ａに記入してください。
ただし，以下の場合は，それぞれの基準日時点の状況を記入してください。

	令和４年３月31日時点以外の状況を記載するケース	基準日
ア	令和４年４月以後に新たに児童手当・特別児童扶養手当の支給対象となった児童	児童手当等の認定請求時点の状況
イ	上記アの他，令和４年４月１日以後に本給付金の支給要件を満たすこととなった児童	申請時点の状況
ウ	家計急変の場合	申請時点の状況

（次ページにつづきます。）

表A　給付金の支給を申請する児童について記入してください。

	（フリガナ） 氏　　名	関係性	生年月日	同居・別居の別	住所 （別居の場合）	監護の有無	生計関係	児手対象児童（申請中を含む。）	特児扶対象児童（申請中を含む。）	R４．３．31時点以外の状況（上記ア，イ又はウに該当）を記載
1			年 月　日	同居・別居		有・無	同一・維持			
2			年 月　日	同居・別居		有・無	同一・維持			
3			年 月　日	同居・別居		有・無	同一・維持			
4			年 月　日	同居・別居		有・無	同一・維持			
5			年 月　日	同居・別居		有・無	同一・維持			

※　「関係性」の欄は，申請者と児童の関係性について次の記号を記入してください。また，それぞれ必要書類を提出してください。

記号	関係性	必要書類
①	父母	同居の場合は不要。 別居する児童を監護している場合は，その状況が分かる資料（様式自由）
②	未成年後見人	未成年後見人である旨の申立書，対象児童の戸籍抄本等及び対象児童の実親の状況（氏名，存否及び住所）が分かる資料（様式自由）
③	その他養育者	対象児童の実親の状況（氏名，存否及び住所）が分かる資料（様式自由）
④	里親	対象児童が委託されていることを明らかにすることができる書類

※　「生計関係」の欄は，次に掲げるとおりに記入してください。

⑴　「同一」は，児童が請求者自身の子である場合又は請求者が未成年後見人若しくは父母指定者である場合で，請求者がその子と生計を同じくしている場合に○で囲んでください。

⑵　「維持」は，児童が請求者自身の子でない場合で，請求者がその子の生計を維持している場合に○で囲んでください。

※　「児手対象児童（申請中を含む。）」及び「特児扶対象児童（申請中を含む。）」欄は，児童が児童手当又は特別児童扶養手当の対象児童である場合（申請中を含む。）に○を記入してください。

※　「R４．３．31時点以外の状況（上記ア，イ又はウに該当）」欄は，令和４年４月１日以後に出生した児童，新たに養子等となった児童，家計急変の場合等，令和４年３月31日時点以外の状況を記載している場合に○を記入してください。

表B　重複支給の確認等のため，既に給付金（「ひとり親世帯分」又は「ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分」）を受給している場合は，給付金の対象となった児童の氏名を記入してください。

（以下の児童については，今回の給付金の支給対象とはなりません。）

	氏　　名		氏　　名		氏　　名
1		2		3	

４　申請額・請求額

対象児童数 （**表A**の人数）	人	申請額・請求額	円

※　給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「３　給付金申請児童等」の表Aに記入した今回支給申請をする人数になります。

※　申請額・請求額は，対象児童１人当たり一律50,000円となります。（例）対象児童数３人の場合 ： 50,000円 × ３人 ＝ 150,000円

５　受取方法

希望する受取方法のチェック欄（□）に『✓』を記入して，必要事項を記入してください。

※　申請時点で居住している自治体より児童手当又は特別児童扶養手当を受給している方（申請中の方を含む。）は記入不要です。

□ ア　指定の金融機関口座（原則として１の申請・請求者の口座とします。）への振込みを希望

※　振込先金融機関口座確認書類を添付してください（下欄を確認してください。）。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 （右詰めでお書きください。）	口座名義（フリガナのみ） ※　申請・請求者名義に限る。 ※　通帳の表記に合わせてください。
１銀行　５農協 ２金庫　６漁協 ３信組　７信漁連 ４信連 金融機関コード	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	１普通 ２当座		

※　ゆうちょ銀行を選択された場合は，「振込用の店名・預金種目・口座番号（７桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※　長期間入出金のない口座を記入しないでください。

□ イ　窓口での現金支給を希望

※　金融機関の口座がない方，金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など，どうしても口座による受取ができない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

（次ページにつづきます。）

（公務員の方のみ）　※　この欄は，所属庁が記入しますので，申請・請求者は記入しないでください。

公務員児童手当受給状況証明欄

証明欄　附番

上記の申請・請求者は，上記（３の表Ａ）　　人の対象児童に係る

であることについて証明します。

年　　月　　日

証明者

（証明事務担当
担当課（室）・担当係
電話番号）

【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れてください。

□　高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「給付金」という。）の支給要件に該当します。

□　給付金の支給要件の該当性等を審査等するため，市が必要な住民基本台帳情報，税情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料の提供を他の行政機関等に求め，又は提供することに同意します。

□　公簿等で確認できない場合は，関係書類の提出を行います。

□　この申請書は，市長が支給決定をした後は，給付金の請求書として取り扱います。

□　市長が支給決定をした後，この申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず，市が確認等に努めたにもかかわらず，申請・請求者と連絡が取れない等の事由により，令和５年３月31日までに給付金を支給できなかった場合は，給付金が支給されないことに同意します。

□　給付金の受給後，本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合又は給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には，給付金を返還します。

□　同一児童について給付金又は給付金（ひとり親世帯分）を受給済みではありません（受給していた場合には，給付金を返還します）。

提出書類

□ **高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）申請書（請求書）（本書）**

※　必要事項をご記入ください。

□ **申請・請求者本人確認書類の写し**

※　申請・請求者の**運転免許証，健康保険証，マイナンバーカード（表面），年金手帳，介護保険証，パスポート等の写し**をご用意ください。

□ **申請・請求者と児童との関係性を確認できる書類**

※　児童の父母による申請で，児童と同居している場合は，不要です。
※　「３　給付金申請児童等」の「表Ａ」の「関係性①から④まで」に応じた「必要書類」をご用意ください。

□ **受取口座を確認できる書類の写し**　（※　「５　受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。）

※　**通帳やキャッシュカード等，受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し**をご用意ください。

□ **簡易な収入（所得）見込額の申立書**

※　「２　支給要件」の「⑵　所得要件」が「②　家計急変」の場合，申立てを行う収入（所得）に係る給与明細書，年金振込通知書等の収入額が分かる書類，事業収入，不動産収入に係る経費の金額の分かる書類を添付してください。

附　則

（施行期日）

１　この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前にこの規則による改正前の令和３年度高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給規則の規定に基づき支給決定を受けた給付金については，なお従前の例による。

告　　示

高知市告示第９１号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第６条の４第１項の規定により地籍調査を実施するので，同法第７条の規定により次のとおり告示する。

令和４年５月25日

高知市長　岡　﨑　誠　也

事業計画が定められた年月日	調査を実施する者の名称	調　査　地　域	調査期間
令和４年４月１日	高知市	高知市若松町，丸池町，高須，高須東町，介良乙，五台山，屋頭，萩町一丁目，高見町，北高見町及び北竹島町の各一部並びに萩町二丁目，高須本町，高須大島，高須大谷，高須絶海及び高須西町	令和４年度中

高知市告示第９５号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により，告示事項の変更届があったので，同条第10項の規定により，次のとおり告示する。

令和４年６月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

１　名　称

新木南町町内会

２　変更があった事項及びその内容

⑴　事務所に関する事項

事務所の所在地　変更前　高知市高須二丁目17番25号

変更後　高知市高須新木３番38号

⑵　代表者に関する事項

代表者の氏名及び住所　変更前　野口　康子　高知市高須二丁目17番25号

変更後　岡林　博夫　高知市高須新木３番38号

３　変更のあった日

令和４年４月10日

４　変更の理由

役員改選

高知市告示第９６号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により，告示事項の変更届があったので，同条第10項の規定により，次のとおり告示する。

令和４年６月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

１　名　称

寺ケ谷自治会

２　変更があった事項及びその内容

⑴　事務所に関する事項

事務所の所在地　変更前　高知市針木北一丁目８番15－２号

変更後　高知市針木北一丁目11番15号

⑵　代表者に関する事項

代表者の氏名及び住所　変更前　廣田　貴宜　高知市針木北一丁目８番15－２号

変更後　山本　亮　高知市針木北一丁目11番15号

３　変更のあった日

令和４年４月19日

４　変更の理由

役員改選

高知市告示第９７号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により，告示事項の変更届があったので，同条第10項の規定により，次のとおり告示する。

令和４年６月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

１　名　称

中山団地自治会

２　変更があった事項及びその内容

⑴　事務所に関する事項

事務所の所在地　変更前　高知市重倉13番地７

変更後　高知市重倉20番地15

⑵　代表者に関する事項

代表者の氏名及び住所　変更前　瀬戸島　和子　高知市重倉13番地７

変更後　檜垣　勝美　高知市重倉20番地15

３　変更のあった日

令和４年５月１日

４　変更の理由

役員改選

高知市告示第９８号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の９第１項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので，同法第19条の19の規定により次のとおり告示する。

令和４年６月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

指定小児慢性特定疾病医療機関の名称	指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地	指定年月日
マ　ッ　ク　竹　島　調　剤　薬　局	高知市竹島町158番地１	令和４年６月１日

高知市告示第９９号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項の規定により医師の指定をしたので，高知市身体障害者福祉法施行細則（平成15年規則第21号）第５条第１項の規定により次のとおり告示する。

令和４年６月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

氏　　名	医療機関の名称	所　　在　　地	指定科目	指定年月日
堀　見　孔　星	高知医療センター	高知市池2125番地１	移植外科	令和４年３月25日
福　岡　正　晃	リハビリテーション病院すこやかな杜	高知市春野町芳原1316番地１	脳神経外科	令和４年３月25日

高知市告示第１００号

高知市身体障害者福祉法施行細則（平成15年規則第21号）第５条第２項の規定により，指定を受けた医師の勤務先の変更について届出があったので，同条第４項の規定により次のとおり告示する。

令和４年６月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

＼	氏　　名	医療機関の名称	所　　在　　地	指定科目	変更年月日
旧	矢　野　博　子	田　　野　　病　　院	安芸郡田野町1414番地１	内　　科	平成28年４月１日
新		高知医療センター	高知市池2125番地１		

旧	五十嵐　陽　一	土佐市立土佐市民病院	土佐市高岡町甲1867番地	整形外科	令和３年４月１日
新		細　木　病　院	高知市大膳町37番地		
旧	高　田　　淳	高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185番地１	内　　科	令和３年５月１日
新		地域医療機能推進機構 高　知　西　病　院	高知市神田317番地12		
旧	山　崎　文　靖	岡　村　病　院	高知市入明町１番５号	内　　科 循環器科	令和４年１月１日
新		木　村　病　院	高知市寿町８番８号		
旧	福　田　剛　一	愛　宕　病　院	高知市愛宕町一丁目１番13号	整形外科	令和４年１月13日
新		ふくだ整形外科クリニック	高知市一宮南町一丁目15番13号 マルナカ高知インター店２階		
旧	佐　藤　　充	高知赤十字病院	高知市秦南町一丁目４番63－11号	心臓血管外科	令和４年２月１日
新		岡　村　病　院	高知市入明町１番５号		

高知市告示第１０１号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第３条第２項の規定により，医師の指定の辞退について届出があったので，高知市身体障害者福祉法施行細則（平成15年規則第21号）第５条第４項の規定により次のとおり告示する。

令和４年６月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

氏　　名	医療機関の名称	所　　在　　地	指定科目	辞退年月日
佐々木　宏　起	い　ず　み　の　病　院	高知市薊野北町二丁目10番53号	内　　科	令和４年１月16日

高知市告示第１０２号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により医療機関を指定したので，生活保護法第55条の３の規定により次のとおり告示する。

令和４年６月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
マ ッ ク 竹 島 調 剤 薬 局	高知市竹島町158番地１	令和４年５月２日

高知市告示第１０３号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により医療機関を指定したので，生活保護法第55条の３の規定により次のとおり告示する。

令和４年６月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

事業者		事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社Ｂｒｉｄｇｅ	高知市新屋敷二丁目９番２号	えん訪問看護ステーション高知	高知市新屋敷二丁目９番２号	令和４年５月１日

高知市告示第１０４号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により施術者を指定したので，生活保護法第55条の３の規定により次のとおり告示する。

令和４年６月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地		
市原靖規	市原整骨院	高知市葛島二丁目１番２号	柔道整復	令和４年３月１日
楠目佳大	しん整骨院	高知市潮新町二丁目13番19号	はり・きゅう	令和４年５月11日

高知市告示第１０５号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により，指定医療機関の所在地の変更について届出があったので，生活保護法第55条の３の規定により次のとおり告示する。

令和４年６月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

	事業者		事業所		変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
旧	社会医療法人仁生会	高知市越前町一丁目10番17号	訪問看護ステーションほそぎ	高知市大膳町１番25号	令和４年４月21日
新				高知市大膳町37番地	

高知市告示第１０６号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により，指定医療機関の廃止について届出があったので，生活保護法第55条の３の規定により次のとおり告示する。

令和４年６月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人はるな会横田胃腸科内科	高知市潮新町一丁目16番10号	令和４年３月31日
広松歯科	高知市廿代町３番25号	令和４年３月31日
株式会社ペンギン堂薬局	高知市日の出町２番20号	令和４年３月31日

高知市告示第１０７号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第２項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により，指定を受けた施術者の廃止について届出があったので，生活保護法第55条の３の規定により次のとおり告示する。

令和４年６月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

施　術　者	施　術　所		廃止年月日
	名　称	所　在　地	
市　原　守　規	市　原　整　骨　院	高知市葛島二丁目１番２号	平成30年２月28日

高知市告示第１０８号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号に規定する道路の位置に指定したので，高知市建築基準法施行細則（昭和47年規則第38号）第20条の規定により告示する。

令和４年６月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

指定年月日及び指定番号	地　名	地　番	幅員（m）	延長（m）
令和４年５月31日 第　２　号	鴨部高町	395番４及び395番４ 地先水路	4.90	19.17

高知市告示第１０９号

高知広域都市計画地区計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第19条第１項の規定により，都市計画を変更したので，同法第21条第２項の規定において準用する同法第20条第１項の規定により，次のとおり告示し，同条第２項の規定により，当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和４年６月３日

高知市長　岡　﨑　誠　也

１　都市計画の種類

高知広域都市計画地区計画（春野町弘岡産業団地地区計画）

２　都市計画を定める土地の区域

追加する部分

高知市春野町弘岡下字元弘，字鐙田，字橘谷口及び字蟷谷の各一部

３　縦覧場所

高知市本町五丁目１番45号　高知市役所都市建設部都市計画課

高知市告示第１１０号

第490回市議会定例会を次のとおり招集する。

令和４年６月７日

高知市長　岡　﨑　誠　也

記

１　期　　日　　令和４年６月14日
２　場　　所　　高知市議会議事堂

高知市告示第１１１号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により，告示事項の変更届があったので，同条第10項の規定により，次のとおり告示する。

令和４年６月15日

高知市長　岡　﨑　誠　也

１　名　称
新木岩田町内会
２　変更があった事項及びその内容
⑴　事務所に関する事項
事務所の所在地　変更前　高知市高須二丁目11番10号
変更後　高知市高須二丁目10番２号
⑵　代表者に関する事項
代表者の氏名及び住所　変更前　井上　誠司　　高知市高須二丁目11番10号
変更後　藤田　啓二　　高知市高須二丁目10番２号
３　変更のあった日
令和４年４月17日
４　変更の理由
役員改選

高知市告示第１１２号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により，告示事項の変更届があったので，同条第10項の規定により，次のとおり告示する。

令和４年６月15日

高知市長　岡　﨑　誠　也

１　名　称
旭北町町内会
２　変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
代表者の氏名及び住所　変更前　小寺　晶愛　高知市口細山６番地67
変更後　西岡　伸太郎　高知市口細山９番地65
３　変更のあった日
令和４年５月７日
４　変更の理由
役員改選

高知市告示第１１３号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により，告示事項の変更届があったので，同条第10項の規定により，次のとおり告示する。

令和４年６月15日

高知市長　岡　﨑　誠　也

１　名　称

田辺島公民館

２　変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

代表者の氏名及び住所　変更前　下村　泰司　　高知市大津乙2342番地

変更後　山﨑　和幸　　高知市大津乙2383番地４

３　変更のあった日

令和４年５月29日

４　変更の理由

役員改選

高知市告示第１１４号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により施術者を指定したので，生活保護法第55条の３の規定により次のとおり告示する。

令和４年６月15日

高知市長　岡　﨑　誠　也

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地		
前岡正人	レイス治療院高知知寄町	高知市札場１番５号201	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう	令和４年６月１日
前岡ミカ	レイス治療院高知知寄町	高知市札場１番５号201	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう	令和４年６月１日

高知市告示第１１５号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第５項及び第６項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により，指定介護機関の事業者所在地及び事業所所在地の変更について届出があったので，生活保護法第55条の３の規定により次のとおり告示する。

令和４年６月15日

高知市長　岡　﨑　誠　也

	事業者		事業所			変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	
旧	合同会社スマートケアグループ	高知市横浜新町四丁目2108番地	訪問介護事業所スマートケア	高知市横浜新町四丁目2108番地	訪問介護	令和４年４月１日
新		高知市瀬戸南町二丁目３番６号		高知市瀬戸南町二丁目３番６号		
旧	合同会社スマートケアグループ	高知市横浜新町四丁目2108番地	訪問介護事業所スマートケア	高知市横浜新町四丁目2108番地	第１号訪問事業（国の基準による訪問型サービス）	令和４年４月１日
新		高知市瀬戸南町二丁目３番６号		高知市瀬戸南町二丁目３番６号		

高知市告示第１１６号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第５項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により，指定介護機関の所在地の変更について届出があったので，生活保護法第55条の３の規定により次のとおり告示する。

令和４年６月15日

高知市長　岡　﨑　誠　也

	事業者		事業所			変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	
旧	株式会社はる	高知市桟橋通一丁目10番４号	在宅ケアセンターはる西	高知市鴨部一丁目10番29号	居宅介護支援	令和４年６月１日
新				高知市鴨部1071番地３		

旧	社会医療法人仁生会	高知市越前町一丁目10番17号	訪問看護ステーションほそぎ	高知市大膳町１番25号	介護予防訪問看護	令和４年４月21日
新				高知市大膳町37番地		

高知市告示第１２０号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第１項の規定により，指定区域を指定するので，同条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年７月１日

高知市長　岡　﨑　誠　也

指定番号	指定する区域	埋立地の区分
一廃－１	高知市春野町秋山字寺田山2857番１の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の２第１号に掲げる埋立地

上下水道局告示

高知市上下水道局告示第１３号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の７の規定に基づき，次のとおり指定給水装置工事事業者の氏名又は名称の変更の届出があったので，高知市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第５号）第５条の規定により告示する。

令和４年５月16日

高知市上下水道事業管理者　山　本　三四年

	指定給水装置工事事業者の氏名又は名称	住　　所	変更年月日
旧	宮尻　恵一郎	高知市竹島町18番地８	令和３年９月１日
新	株式会社ワークマンＪＥＴ高知		

高知市上下水道局告示第１４号

高知市下水道条例施行規程（平成26年上下水道局規程第７号）第12条の規定に基づき，次のとおり排水設備工事指定業者の業者名の変更の届出があったので，同規程第21条の規定により告示する。

令和４年５月16日

高知市上下水道事業管理者　山　本　三四年

	業　者　名	代表者名	所　在　地	変更年月日

旧	Ｋシステム	宮尻　恵一郎	高知市竹島町18番地８	令和３年９月１日
新	株式会社ワークマンＪＥＴ高知			

高知市上下水道局告示第１５号

高知市が設置管理する公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので，下水道法（昭和33年法律第79号）第９条の規定により，次のとおり告示する。

なお，供用及び処理開始区域を表示した図面は，高知市上下水道局下水道整備課において一般の縦覧に供する。

令和４年５月17日

高知市上下水道事業管理者　山　本　三四年

１　供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和４年６月１日

２　下水を排除及び処理すべき区域並びに排水施設の位置

竹島町の一部

３　供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

４　終末処理場の位置及び名称

位置　高知市南新田町５番69号　　名称　潮江水再生センター

５　縦覧場所

高知市桟橋通三丁目31番11号

高知市上下水道局４階　高知市上下水道局下水道整備課

６　縦覧期間

令和４年５月18日から令和４年５月31日まで（土曜日及び日曜日は除く。）

７　縦覧時間

午前８時30分から午後５時まで

高知市上下水道局告示第１６号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の７の規定に基づき，次のとおり指定給水装置工事事業者の住所の変更の届出があったので，高知市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第５号）第５条の規定により告示する。

令和４年６月１日

高知市上下水道事業管理者　山　本　三四年

	指定給水装置工事事業者の氏名又は名称	住　　所	変更年月日
旧	株式会社圓和工業	安芸市染井町10番15号	令和４年４月15日
新		土佐市蓮池1101番地２	

教育委員会庁達

高知市教育委員会庁達第３号

高知市人権教育推進本部設置規程（昭和52年教育委員会庁達第３号）の一部を次のように改正する。

令和４年５月１日

高知市教育長　松　下　　整

高知市人権教育推進本部設置規程の一部を改正する規程

第２条第３項中「，学校環境整備課ＧＩＧＡスクール統括監」を削る。

附　則

この規程は，令和４年５月１日から施行し，この規程による改正後の高知市人権教育推進本部設置規程の規定は，令和４年４月１日から適用する。

監査委員告示

高知市監査委員告示第１号

包括外部監査の事務を補助させる者について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第１項の規定による包括外部監査人との協議が調ったので，同条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和４年６月１日

高知市監査委員　細　川　哲　也
高知市監査委員　金　子　　努
高知市監査委員　深　瀬　裕　彦
高知市監査委員　伊　藤　弘　幸

１　包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

田　中　佐　知　　高岡郡佐川町甲1249番地23

中　内　大　河　　土佐市北地2660番地

２　包括外部監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和４年５月25日から令和５年３月31日まで

選挙管理委員会告示

高知市選挙管理委員会告示第８号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項の規定による高知市の条例の制定若しくは改廃の請求及び同法第75条第１項の規定による高知市の事務の執行に関する監査の請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第４条第１項及び第５条第１項の規定による合併協議会設置の請求をする場合，同法第４条第11項及び第５条第15項の規定による合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求をする場合又は地方自治法第76条第１項の規定による高知市の議会の解散の請求，同法第80条第１項の規定による高知市の議会の議員の解職の請求，同法第81条第１項の規定による高知市の長の解職の請求及び同法第86条第１項の規定による高知市の副市長，選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条第１項の規定による高知市教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の１，６分の１又は３分の１の数は，次のとおりである。

令和４年６月３日

高知市選挙管理委員会委員長　稲　田　良　吉

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">規　定　の　人　数</th></tr>
<tr><td>地方自治法第74条第１項</td><td rowspan="3">５０分の１の数</td><td rowspan="3">５，４８１人</td></tr>
<tr><td>地方自治法第75条第１項</td></tr>
<tr><td>市町村の合併の特例に関する法律第４条第１項及び第５条第１項</td></tr>
<tr><td>市町村の合併の特例に関する法律第４条第11項及び第５条第15項</td><td>６分の１の数</td><td>４５，６７４人</td></tr>
<tr><td>地方自治法第76条第１項</td><td rowspan="5">３分の１の数</td><td rowspan="5">９１，３４７人</td></tr>
<tr><td>地方自治法第80条第１項</td></tr>
<tr><td>地方自治法第81条第１項</td></tr>
<tr><td>地方自治法第86条第１項</td></tr>
<tr><td>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項</td></tr>
</table>

選挙人名簿登録者数　２７４，０３９人